琉球大学学術リポジトリ

沖縄近代史研究序説（1）：「旧慣温存期」の諸問題

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教育学部
	公開日: 2007-09-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kikou
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1839

沖縄近代史研究序説（I）

――「旧慣温存期」の諸問題――

A study on the modern History of Okinawa, Part I

西　里　喜　行

目　次

まえがき
1. 買上糖価格の逆ザヤ現象
2. 買上糖制度と国庫収入
3. 明治政府の民衆収奪志向
4. 民衆収奪志向の貫徹
5. 松方デフレと間切・村負債
6. 間切・村負債と貢租滞納額
7. 笹森統計表と県庁歳出入表
8. 「類似地方税」と地方費
9. 若干の史実と一つの「仮説」
10. 旧慣温存期の歳出入
11. 歳出入数値と「政策転換」説
12. 「収奪水準」と国税負担額
＜付 表＞「沖縄県歳入出比較表」

まえがき

沖縄近代史の科学的な研究が本格的に開始されたのは、1960年代の後半以後のことである。むろん、それ以前にも比嘉春潮、仲原善忠、新里恵二らの先学たちによって沖縄近代史の分野にも科学的な研究の基礎が据えられはじめていたが、本格的な研究が開始されたのは、やはり1965年の沖縄歴史研究会の創立を一つの契機としているといえるであろう。金城正篤、田港朝昭氏らを中心とする同研究会の若手の研究者が、長期にわたる集団研究と討論をつみ重ねた末に、1970年にまとめあげた『近代沖縄の歴史と民衆』は、1960年代後半の沖縄近代史研究の結晶であった。私の沖縄近代史研究もこれを出発点としている。

1970年代に入るや、沖縄史研究はさらに飛躍的な前進を開始する契機を与えられた。その契機とは、戦後太閤検地論争や日本地主制論争等を通じて日本史学界をリードし、多方面で活躍されつつある安良城盛昭氏が、1974年に沖縄大学へ赴任されたこと、これである。

安良城氏は沖縄の地に腰を落着けるや、沖縄史の全分野にわたって、次々に新鮮な問題提起をおこない、論議をまきおこされた。沖縄歴史研究会や共同体研究会等の例会やサマーセミナー等でも、沖縄史の全領域にわたるさまざまの論点をめぐって、真摯でかつ激烈な討論がくりかえされ、若手の研究者に学問的な刺戟を与えられた。私もまた、安良城氏との討論のなかから多くのことを学んだ若手研究者の一人である。

沖縄近代史研究の視点と論点をめぐる安良城氏と私の論争は、1977年から1978年にかけて「沖縄タイムス」学芸欄で展開され、公開論争の形をとることとなった。この論争の経過は次の通りである。

(1)安良城盛昭「＜旧慣温存期＞の評価―金城正篤・西里喜行氏の見解の吟味―」（以下、安良城第一論文と称する）

(2)西里喜行「沖縄近代史研究の視点と論点―安良城盛昭氏の問題提起によせて―」（以下、西里第一論文と称する）

(3)安良城盛昭「＜旧慣温存期＞の評価・再論―西里喜行氏の反論にこたえて―」（以下、安良城第二論文と称する）

(4)西里喜行「沖縄近代史像再構成の前提と課題―安良城盛昭氏の再批判によせて―」（以下、西里第二論文と称する）

以上の沖縄タイムス紙上での論争は、研究会等での口頭論争にもまして精密かつ峻烈をきわめ、

安良城第二論文（新聞連載29回）を契機に全面論争へ発展し、西里第二論文も新聞連載にして59回分に及んだ。ところが、西里第二論文は、沖縄タイムス社の「編集上の都合」により、36回分を掲載したところで中断されることとなった。「編集上の都合」とは、表向きには、論争の内容があまりにも専門的にすぎて大衆新聞の一般読者にはなじみにくいという説明であったが、新聞紙上での論争にありがちな学問以外のさまざまの「雑音」にも影響されていたように思われる。

西里第二論文の連載中断に直面して、私は次のような「論争中断の弁」を掲載して頂くよう沖縄タイムス社へ申し入れた（それは「学芸部」の手でかなりの修正・削除を加えられたうえ、1978年10月8日付の紙面に掲載されている）。いま、ここに原文のまま採録する。

安良城・西里論争の第二ラウンドの開始にあたって、安良城氏はいみじくも、「見解を異にするものがフェアーな論議を交わし、学問的＝科学的な批判・反批判を繰りかえすことによって共通の見解に到達することは学問＝研究の発展過程において必然的に生ずることであって、私も西里氏とフェアーな科学的討論を積み重ねるという共同作業を通じて、豊かな沖縄近代史像の再構成に二人協同して迫ってゆくことを目指すとともに、沖縄では、批判・論争はみのり豊かな成果をもたらさないという迷信＝ジンクスを吹きとばすためにも、敢えて、この再論（註－安良城第二論文）の筆をとることとした」（安良城㊀－1の4～5）と指摘しておられる。そこで、私もまた、以上のような[1]安良城氏の積極的・建設的な姿勢に共鳴しつつ、沖縄の不名誉な「迷信＝ジンクスを吹きとばすために」、安良城氏の問題提起を積極的に受けとめ、安良城第二論文にたいする再反論を試みることにしたのであるが、その際、西里第二論文の「はじめに」おいて、私は次のようにも指摘せざるをえなかった。―「学術論争の場を新聞紙上に求めるのは、必ずしも適切だとはいえないであろう。けだし、史料もしくは資料を十分に駆使しつつ論証するには、紙面の制約もあって一定の困難をともなわざるをえず、あるいはまた学問以外の＜雑音＞にわずらわされることなしとしないからである。しかし、安良城氏が本紙を論争の場に選定された以上、論争の正常なルールをふんで、私もまた本紙上で再反論を試みざるをえない。論争の性質上、あまりにも専門的な論点に論及せざるをえないため、広範な読者にははなはだ迷惑かと心苦しいのであるが、しばらく御寛恕をお願いする次第である。なお、論争の場を提供して頂いた沖縄タイムス社に感謝するとともに、最後まで反論権を保証して下さることを切に期待したい」。

ところで、右の私の指摘のうち、傍点部分は本紙掲載の際になんのことわりもなく削除されてしまい、かわりに、「一年間にわたる同論争は西里喜行氏の反論を掲載して打ち切ります」という「学芸部」の論争打切り宣言が早々に付記された。その背景には、西里第二論文の掲載をめぐるさまざまの問題が伏在しているのであるが（その詳細はいづれ別の機会に公表したい）、私は右の「学芸部」のコメントを私の反論の全文掲載を約束したものと考え、全文（59回分）の原稿をそっくりそのまま「沖縄タイムス」社へ届けておいた。ところが、突然、10月1日の36回分をもって中断する処置がとられるにいたり、私の反論権はついに中途で奪い去られることとなったのである。

私の再反論の掲載を中途で打ち切らざるをえなかった理由については、いづれなんらかの形で明らかにされるであろうけれども、ここで指摘しておきたいことは、第一に、論争の場を提供して頂いた「沖縄タイムス社」には、最後まで反論権を保障すべき道義的責任があるはずだということ、第二に、反論権の保障のない限り、「沖縄では、批判・論争はみのり豊かな成果をもたらさないという迷信＝ジンクス」を益々増幅させるだけだということである。

ともあれ、安良城・西里論争に注目して頂いた多くの読者のために、ここでは、せめて私の反論全文の構成だけでも提示しておこう。

（反論全文の構成省略）

掲載を拒否された以上の23回分の原稿は、いづれなんらかの形で公表するつもりであるが、当面のところ活字にする機会は期待しえないので、未発表分の内容に関心をお持ちの読者には、誠に恐縮であるが、「沖縄タイムス社」まで御足労をお願いするほかはない。「沖縄タイムス社」が来訪の

読者のために原稿のコピーをサービスして頂ければ幸甚である。最後に、学問上の真実は、ジャーナリズムの編集上の都合によって左右されるものではないことを読者とともに確認しつつ、ひとまず私の反論中断の弁としたい。

反論中断からすでに10ケ月もの時間が経過した。各方面からなんらかの形で公表してほしいとの要請もあいついだ。読者への約束の手前もあり、西里第二論文の未掲載分は、直接安良城氏への反論の形態をとらず、形式・内容ともに大幅に書き改めて公表するつもりであったが、安良城第二論文は近く出版予定の『新沖縄史論』（沖縄タイムス選書）にそのまま収録されるとのことなので、安良城第二論文との対応上、西里第二論文の未掲載部分も、原文のままここに公表することにした次第である。本稿は「沖縄近代史研究序説（Ⅱ）」とともに、西里第二論文未掲載分の一部である。

1. 買上糖価格の逆ザヤ現象

買上糖100斤につき3円20銭から4円へ値上げしたいという岩村県令の上申を、慎重に検討した大蔵卿代理・山県有朋が、「買上代価ヲ引上ルモ、猶4万5千円ノ差金増額アリ。此内一切ノ費用ヲ引去ルモ、政府ハ3万余円ノ所得アリ」と計算して岩村上申を承認したことからも明らかなように[2]、明治政府は買上糖制度を維持、温存することによって年間3万余円の国庫収入を獲得できるものと予想し、期待していた。明治政府のこのような期待＝「意図」は果してどれほど実現したのか、これがここでの問題である。

岩村＝山県らが年間3万円余の国庫収入を獲得できるものと予想した根拠は、むろん、買上糖制度のしくみから生ずる利ザヤ—買上糖の政府買上価格と公売価格の差額—にあった。 1883（明治16）年の時点で、山県は買上糖100斤につき6円50銭の公売価格を予想し、買上価格4円とのあいだに、なお2円50銭の差額を維持できるものと期待していたのである。

ところが、安良城氏が紹介された「大阪砂糖公売相場調書」によれば、明治15年度の公売価格は100斤につき5円4銭、16年度は4円23銭となっており、山県が買上糖値上げを承認するにあたって依拠した数値との間にかなりの開きが確認されたため、西里第一論文において私は、買上糖値上問題を検討したついでに、山県が計算例に用いた6円50銭という公売相場の根拠はなんだろうか、という「愚問」を提起し、「後考をまつほかはない」としたのであるが、この私の「愚問」は「後考をまつ」[3]までもなく、安良城氏の厳しい叱責をともなった御教示によって、たちまち解消することができた。誠に感謝の至りである。

安良城氏の御教示によれば、明治16年7月の時点では「明治16年産糖は勿論のこと、明治15年産糖すらも、その公売値段は判明して」おらず、「したがって、山県が判断の根拠とした砂糖100斤あたり6円50銭という値段は、……明治14年以前の公売値段が参照される以外に考えようはない」[4]ということである。

要するに、当該年度の砂糖の公売価格（相場）は、ほぼ2年後にしか判明しないということであるが、このことは明治18年度の沖縄県の租税徴収明細書が明治21年1月10日付の「官報」で公表されている事実によっても傍証されるように思われる。かくて、[5]明治16年7月の時点で山県が参照することのできた公売価格は明治14年度産糖のそれであったとすれば、明治15年度以降、買上糖の公売価格が下落しはじめていることに、山県らが気づかなかったとしても、当然のことといえるわけである。

事実、「大阪砂糖公売相場調書」によれば、岩村＝山県らの予想に反して、明治17年度産糖の公売価格は100斤につき3円58銭へと下落し、前年度に4円へ値上げしたばかりの買上価格との間に42銭もの「逆ザヤ」現象を呈し、以後、明治22年までこの「逆ザヤ」現象は継続するのである。この現象が松方デフレの影響によるものであることは、安良城氏の指摘される通りであるけれども、ここで問題にしたいのは、まず第一に、松方デフレによる買上糖価格の「逆ザヤ」現象を、明治政府は対沖縄政策のなかにどのようにくみこんだのかということである。明治16年の買上糖値上げの時点で、明治政府が買上糖の公売価格の下落を予想していなかったこと、したがって、松方デフレによる「逆ザヤ」現象を政策決定にあた

って考慮しなかったことは、すでに「岩村上申」や「山県伺」によって明らかであろう。

ところで、安良城氏は「明治17年度以降明治23年度までの砂糖値段下落期に、どのような政策的対応がとられたか」という問題を提起しつつ、次のように指摘しておられる。(6)

「上杉県令罷免後の岩村・西村県令時代は、旧慣温存政策が<定置>された時期だと金城・西里両氏はみなしておられるが、この<定置>の時期に、砂糖買上値段と公売値段の逆ザヤ現象が放置され、国税徴収額を上廻る県費の国庫支出が容認されているのである。」(7)

はたして「逆ザヤ」現象は「放置」されていたとみるべきであろうか。前述のように、「大阪砂糖公売相場調書」によれば、買上価格と公売価格のあいだに「逆ザヤ」現象が生じ、前者が後者をうわまわったのは、明治17年度産糖から明治22年度産糖までの6年間である。とすれば、明治17年度産糖の「逆ザヤ」現象を、岩村・西村両県令は知りえたであろうか。明治16年12月に離任した岩村県令は気づくはずもないとして、明治19年4月に離任した西村県令にしても、おそらく離任直前になってはじめて「逆ザヤ」現象に気づいたか、あるいは気づかないままに離任したか、どちらかであろう。

けだし、明治17年度産糖の公売価格が判明し、「逆ザヤ」現象が確認されるのは、安良城氏の御教示によれば、ほぼ2年後の明治19年に入ってからのことだからである。したがって、「旧慣温存政策が<定置>された」「岩村・西村県令時代」には、「砂糖買上値段と公売値段の逆ザヤ現象」はまだ判明していないのであるから、いわんや、この「逆ザヤ」現象を「放置」するなどということは問題にもなりえないのである。

むろん、明治19年に入って買上価格と公売価格の「逆ザヤ」現象に気づいたとしても、明治政府はただちに明治19年度産糖の買上価格を引下げるわけにはいかなかったであろう。けだし、明治16年7月の時点で16年度産糖の買上価格引上げ（3円20銭→4円）を決定・公表した時ですら、沖縄の糖業農民の不満を抑えるのにせいぜい2～3年の効果しか期待できないと予想されたのであるから、わずか2年後に再値上げではなしに値下げを断行するとすれば、朝令暮改的な印象を与えるばかりでなく、沖縄農民の不満・苦情を一挙に噴出させる恐れがあったからである。

しかし、「逆ザヤ」現象＝国庫収入の減少を「放置」するわけにもいかなかった明治政府は、「逆ザヤ」現象が確認されてからわずか3～4年後には、買上価格の引下げを断行せざるをえなくなるのである。この間の事情の一端を、『沖縄県旧慣租税制度』は次のように指摘している。

置県後、砂糖ノ市価、漸々上騰シテ、百斤四円ニ買揚クルモ、政府ニ損失ナキニ至リタルノミナラス、一方ニハ各間切共ニ旧藩中納税ノ為メ起シタル負債ニ苦ムアリ。之レカ救助ノ法トシテ、明治十六年以来ハ百斤四円ノ定価ヲ以テ買揚クルコトヽ為シ、従来トノ差価八拾銭ニ付テハ、猥リニ消費ヲ許サス、負債ノ償却ニ向ケシムルコトヽシタリシカ、二十三年ニ至リ、再ヒ参円弐拾銭ノ割ト為シ、以テ今日ニ至レルモノトス。(8)

ここでは、明治23年度以降、再び100斤3円20銭へ買上価格値下げを断行した理由については明言していないけれども、「逆ザヤ」現象を「放置」すれば「政府ニ損失」を招くことが明らかだったから、3円20銭への値下げ措置が「逆ザヤ」現象の解消＝国庫収入減少の回避措置であったことはいうまでもないであろう。

要するに、明治政府＝県当局が「逆ザヤ」現象に気づいてから、その解消措置＝買上価格の値下げ方針にふみきるまでの間、わずかに3～4年にすぎない。このことは、「逆ザヤ」現象が「放置」されたことを意味するのではなく、むしろ、時を移さず国庫収入減少の回避措置がとられたことを示しているというべきであろう。

2. 買上糖制度と国庫収入

松方デフレの影響による買上糖価格の「逆ザヤ」現象に気づくや、明治政府は間もなく買上価格の値下げ＝「逆ザヤ」現象解消の措置を断行したものの、明治17年度以降明治22年度までの「逆ザヤ」現象の期間に、買上糖制度によって国庫収入の損失を招いたことも事実であり、この期間に関する限り、岩村＝山県らの予想（意図）は裏目に出たといえるのであるが、具体的にどの程度の「損失」を招いたか、そしてまた、旧慣温存期全体を

通じて買上糖制度は国庫収入にどの程度の「損益」をもたらしたかが第二の問題である。

山県有朋の計算例にならって算出すると（買上糖総額を年間180万斤とし、公売価格は「大阪砂糖公売相場調書」による）、「逆ザヤ」現象による「損失」額は、明治17年度―7560円、18年度―11,520円、19年度―3,240円、20年度―1,620円、21年度―8,640円、22年度―5,040円という数値を示しており、明治17年度～22年度の間に明治政府が蒙った損失額は総計30,780円となる。

もっとも、損失補塡の役割を果した欠補糖（買上糖の欠補糖は年間93,562斤、貢糖の欠補糖は36,577斤、計130,139斤）[9]の売却代金28,513円と相殺すれば、明治政府の実質的な損失額は9,107円にすぎない。

「逆ザヤ」期間においてわずかに一万円足らずの損失額であったのにたいして、公売値段が買上値段をうわまわった期間の明治政府の利ザヤ収入額は、「逆ザヤ」期間の損失額をはるかにうわまわっていた。たとえば、明治14年度産糖の公売値段を100斤につき6円50銭として計算すれば、180万斤の買上糖の公売代金は117,000円、買上代金は57,600円、その差額は59,400円となり、諸雑費を差引いたとしても、明治14年度産糖の利ザヤ収入だけで、明治17年度～22年度の損失額をはるかにうわまわることを確認しうるのである。

明治14年度以前の産糖については公売値段が明示されていないので、上記の計算例もあくまで仮定の数値にとどまるけれども、公売値段が明示されているところの明治15年度から明治26年度までの12年間についてみると、買上糖の公売代金は総計875,880円、買上代金の総計は792,000円、その差額は83,880円となり、この期間に明治政府は買上糖制度を通じてほぼ8万円の利ザヤ＝国庫収入を手に入れていたことになる。これに、明治12年度～14年度の3年間、および明治27年度～31年度の5年間の利ザヤ収入を加算すれば、旧慣温存期に明治政府が買上糖制度を通じて獲得した国庫収入は巨額に達するはずであり、決して過少に評価されるべきではないであろう。

けだし、明治23年度に買上値段が百斤3円20銭へ引下げられて以降、糖価は逆に上昇に転じ、政府買上値段と公売値段の利ザヤは拡大する傾向をたどり、国庫収入の増加に有利な状況が展開していたからである。この間の事情を、明治27年の時点で、内務省書記官・一木喜徳郎は次のように指摘している。

買上糖ハ畑租ニ代ルヘキモノヲ除クノ外、租税ニ非スシテ殆ト公用徴収ト結果ヲ同クス。而カモ、公用徴収ハ直接ノ公用ノ為ニスト雖トモ、買上糖ニハ別ニ公共ノ必要アルコトナク、又公用徴収ハ時価相当ノ価格ヲ以テスルモノナレトモ、買上糖ハ時価ノ何程ナルヲ問ハス、一定不動ノ相場ヲ以テ買上クルモノナリ。故ニ砂糖ノ相場低廉ナルニ当テハ、人民救済ノ一端タルヘシト雖トモ、今日ノ如ク砂糖ノ相場大ニ昇騰シタル時ニ於テハ、買上価格ト時価トノ差異ハ、総テ人民カ租税外ニ荷フ所ノ負担ト認メサルヘカラス。買上糖ノ旧慣ハ到底今日ノ時勢ニ適スルモノト称スルコトヲ得サルナリ。表面上、租税ノ過納ヲ以テ取扱フカ如キモ、其公正ナル徴収ニ非サルコトヲ証スルモノヽ如シ。（傍点―引用者）[10]

このように、明治23年度以降の政府買上値段の引下げ（砂糖100斤につき4円→3円20銭）とは反比例的な糖価の上昇によって、明治20年代後半の利ザヤの拡大傾向は顕著となり、政府官僚の目にさえ「今日ノ如ク砂糖ノ相場大ニ昇騰シタル時ニ於テハ、買上価格ト時価トノ差異ハ、総テ人民カ租税外ニ荷フ所ノ負担」と写らざるをえなかったのであるが、にもかかわらず、明治32年の買上糖制度廃止にいたるまで、ついに買上値段は砂糖100斤につき3円20銭のまま据置かれたのである。

ところで、一木書記官が「買上糖ハ畑租ニ代ルヘキモノヲ除クノ外、租税ニ非ス」と指摘している点については、若干の補足説明が必要であろう。この点に買上糖制度の特質が浮彫りにされているといえるわけであるが、『沖縄県旧慣租税制度』の説明によれば、次の通りである。

買上糖トハ、前段貢糖ヲ納ムル地方ノ各村ヨリ別ニ砂糖若干ヲ納メシメ、百斤ノ価、参円弐拾銭ノ割合ヲ以テ、之ヲ買揚クルノ姿ト為シ、其代金ハ直ニ人民ニ交付セス、各村ヨリ納ムヘキ畑租ノ麦及下大豆ノ石代金ト相殺ヲ為シ、其剰余額ノミヲ人民ニ下附スルモノトス（此剰余ニ対スル砂糖ヲ買上過砂糖ト名ツク）。而シテ買揚ヘキ砂糖ノ斤

数ハ各村毎ニ一定シテ動クコトナキモ、麦・下大豆ノ石代ハ年々相場ニ由リ変動スルヲ以テ、人民ニ下付スル過砂糖代金モ亦、増減アルハ勿論トス。(11)

要するに、買上糖は二つの部分、すなわち(A)純粋に畑租に相当する部分＝「麦下大豆ノ石代ト相殺スル分」と、(B)上記(A)をこえた剰余分＝「買上過砂糖」に区分されるわけであるが、一木書記官のいわゆる「租税ニ非スシテ殆ト公用徴収」に類する分とは、むろん、買上糖全体の6分の5以上を占める(B)のことである。この「租税ニ非」ざる買上過砂糖こそが、明治政府の国庫収入にとって重要な役割を果していたわけである。

旧慣温存期を通じて、買上糖制度が沖縄県からの国庫収入を確保するうえでいかなる役割を果していたかは、買上糖制廃止後の次のような事実によっても窺知しうるであろう。すなわち、明治33年2月13日付の「琉球新報」は、「貢租上納に関する規約」という見出しで次のような事実を報じている。(12)

買上糖及ひ超過糖（＝買上過砂糖、引用者注）廃止後の今日となりては、田舎の農民間には従前に比し、製糖の剰余あるに任せ、前後の思慮もなく、其代金を浪費し、農家第一の義務たる貢租を怠納する恐れあるより、此程、島尻郡長・斉藤用之助氏は管下各間切の間切長に注意勧告し、彼の廃止に属せる買上糖及超過糖は貢租公費等の上納用に供する規約を設け、其の砂糖販売の方法は適宜村方に於て一手販売をなし、其代金は直に貢租上納金に充て、買上糖及ひ超過糖の代金を以て、一の心配もなく貢租の過半を上納する方法を講し、其手始として一の規約を設けては如何と勧誘せしに、各間切長に於ても直に郡長の意見に賛同を表し、其の結果として、真和志間切に於ては、間切長の尽力に依り、四ケ条の規約を設けたる段、該地よりの通信に接せり。……

以上の報道記事につづいて「琉球新報」が掲載したいわゆる「四ケ条の規約」の全文は次の通りである。

規　約　書

本日我々持地人中集会協議決定、左の通り

第一条　今般売揚糖廃止相成たるも、以前の斤額は耕作当に於て之れを取立売却し、而して従来官より御下渡相成たる金額は各持地数に割与、直くに貢租金に充て、上納するものとす

第二条　納期は製造次第貢糖同様村方へ納付し、入札売却するまでは耕作当指示の場所に収蔵するものとす

第三条　売却期日は市場振合を見計り、役目並ケ所協議の上、時宜入札に付し売却するものとす

第四条　第一条の売却代金額より貢租金に向けの分は引去り、其残金は又た各持地へ割与し、而して耕作当総代を以て直くに公費金に充て、上納するものとす

右之通り決議連印如件

明治三十二年十二月十六日

安謝村持地人

連名印

ここで注目すべきことは、第一に、郡長・間切長クラスの地方官吏たちが、買上糖制の廃止によって「農家第一の義務たる貢租を怠納する恐れ」ありと判断し、怠納予防策に腐心していること、第二に、もっとも有効な怠納予防策として、実質的な買上糖制維持の方法を地方行政レベルで案出し、強力に指導していること、これである。ここに、買上糖制度が旧慣温存期を通じて、貢租＝国庫収入の確保にいかに重要な役割を果していたかを推知することができるであろう。

3. 明治政府の民衆収奪志向

買上糖制度が廃止された後も、怠納予防策として、従来の「買上糖及ひ超過糖の代金を以て……貢租の過半を上納」させる方法が検討実施されたという事例は、買上糖制度が旧慣温存期全体を通じて、貢租確保の手段として十分な機能を発揮し、国庫収入の確保にとって重要な役割を果していたという「事実」を逆照射しているといえる。しかし、この「事実」を別の角度からみれば、明治政府が「租税ニ非スシテ殆ト公用徴収」に類する買上糖制度を通じて、沖縄の糖業農民に「租税外」の「負担」を強制し、しかも「表面上、租税ノ過納ヲ以テ取扱フ」という巧妙かつ欺瞞的な対沖縄政策を遂行したことを意味する。(13)

ところで、安良城氏は「明治政府の民衆収奪志

向の体質が<旧慣温存期>の沖縄で十分発現されたかどうか、……明治政府の体質として常に人民収奪の志向が保持されていることは疑いないのであるが、この志向が<旧慣温存期>の沖縄政策の要に据えられていたかどうか」という問題提起を試みつつ、「これまでの沖縄近代史研究では全く看過されてきたことだが、この<貢糖・買上糖制度>を利用した明治政府の人民収奪志向は、明治政府自身がとった松方デフレ政策の全国的滲透によって破綻をきたすのである」とか、「明治政府が民衆収奪策として採った松方デフレ政策が、皮肉にも沖縄では明治政府の民衆収奪志向を破綻に陥いれ」ている、というユニークな見解を提示しておられる。[16]

さすがに、日本近代史研究の第一線において学界をリードされてきた安良城氏ならではの漸新な問題提起であり、いわゆる「差別史観」的な歴史認識への鋭い批判が内包されているように思われる。たしかに、あまりにも長く厳しい圧制の歴史をくぐりぬけてきた沖縄では、「沖縄」の「日本」とのかかわり方を「支配と被支配」「差別と被差別」という側面からのみとらえる傾向が強く、いわゆる「差別史観」的な、したがってエモーショナルな歴史認識の限界を突破する課題は、沖縄における歴史科学の不可避の課題だと私も考えるが故に、安良城氏の問題提起の意義を高く評価したい。にもかかわらず、「明治政府の民衆収奪志向の体質が<旧慣温存期>の沖縄で十分発想され」ず、「破綻をきたし」たという安良城氏の見解には、残念ながら納得することはできないのである。

一体、「体質」的な「民衆収奪志向」が「破綻」するとは、どういう意味なのであろうか。明治政府が沖縄においてだけは民衆収奪者から民衆救済者へ"変身"したという意味でないとすれば、旧慣温存期の沖縄にたいして明治政府はどのような体質の権力としてたちあらわれたのであろうか。松方デフレ期に相当する明治10年代後半を含めた旧慣温存期の対沖縄政策のなかにも、明治政府の「体質」的な「民衆収奪志向」は一貫してつらぬいていた、と私には思えてならない。

たとえば、「一体、買上糖ナルモノハ真個租税トスベキモノニ非ス、……一種奇体ノ税品」と知りつつ、「人民カ租税外ニ荷フ所ノ負担」にして「公正ナル徴収ニ非ス」と認めつつ、しかもなお「政府ノ所得上鉅多ノ余瀛アリ」と判断して買上糖制度を温存・利用した明治政府の対沖縄政策は、「体質」的な「民衆収奪志向」の貫徹でなくてなんであろうか。すでに検討したように、貢糖・買上糖の代金納化回避措置にしても然りである。その他、なお若干の事例についてみよう。[17]

第一の事例。「貢納物品領収旧藩慣例並ニ置県後取扱順序」という文書のなかに、次のような条項がふくまれている。

一、地頭代以下並ノロクモイ役俸地ノ作得ハ、地頭代以下ノ吏員並ノロクモイ、直ニ之ヲ収入ス。置県後役俸ハ別途ニ下渡シ、作得ハ県庁ニ収入ス……。

二、本島・先島ヲ論セス、都テ蔵々ヘ納済迄ノ諸費欠減ハ人民之ヲ負担ス。置県後、旧慣ノ通。

三、宮古・八重山ノ両島ハ都テ其属島ノ貢物ヲ蔵元ヘ徴収ス。両島ヨリ那覇ヘ運遭スルノ際、該港ヲ出帆セサルノ内遭難ノ節ハ、民損トナリ、出港後ノ難破ハ官損トナル。……置県後旧慣ノ通。[18]

旧琉球藩の税制を引き継ぐにあたって、明治政府は徴収手続までも含めてほとんど「旧慣ノ通」の措置をとったわけであるが、ここで注目しておきたいのは、第一項の規定についてである。この第一項の規定に関連して、内務省書記官・一木喜徳郎が次のような説明を加えていることに注目すべきであろう。

吏員ハ置県前オヘカ地即チ役地ヲ有シ、之ヲ自作シ又ハ叶掛（小作）シ、官給ニ該当スヘキ給料額ハ、此役地ノ収得ヨリ之ヲ取リ、役地ノ貢租額ハ吏員ニ於テ之ヲ負担シタルニ、明治十三年ニ至リ、俸給ハ官ヨリ之ヲ給与シ、役地ハ凡テ之ヲ百姓地ニ編入シ、其負担ニ係ル貢租ハ勿論、吏員ノ俸給ニ該当スヘキ収得ノ部分ハ、貢租ト併セテ之ヲ官ニ納ムルコトヽナレリ。[19]

要するに、置県前にあっては、吏員＝地方役人たちは役地＝「オヘカ地」を与えられ、これを自作するか、もしくは小作に出し、その収穫のなかから給料に相当する分をうけとり、さらに貢租の分を上納していたが、明治13年以後、吏員の俸給は官給＝国庫支出となったので、役地はすべて百姓地へ編入されたが、百姓地の耕作農民は従来吏員が負担していた貢租の分はもちろん、「吏員ノ俸給ニ該当スヘキ収得ノ部分」までもあわせて

国庫へ納入することとなった、というのである。なんのことはない、吏員の俸給は官給＝国庫支出となったとされながら、実質的には、結局のところ耕作農民の負担へ転嫁されたわけである。

国庫収入の減少阻止＝国庫支出の緊縮を至上命題とする明治政府にとっては、吏員＝地方役人の俸給を官給＝国庫支出とする以上、「吏員ノ俸給ニ該当スヘキ収得ノ部分」を「租税」化するのも当然の措置とみなされたのであろう。ところが、吏員の俸給について、一木書記官は次のような事実をも指摘している。(20)

明治廿三、廿四、廿五三ケ年度平均(間切吏員)俸給額ハ在ノ如シ。

一、金五万七千七百弐拾九円九拾九銭七厘

内、金参万九千七百七拾弐円八拾三銭弐厘（官給）

金壱万七千九百五拾七円拾六銭五厘（民給）

要するに、吏員の俸給は全額官給＝国庫支出となったわけではないのであって、一木書記官の指摘からも明らかなように、明治政府は一方で吏員の俸給を官給とした「代償」として、本来貢租とは区別されるべきであった吏員の「俸給ニ該当スヘキ収得ノ部分」までもすべて国庫へ吸収しておきながら、他方では、依然として吏員の俸給の一部を「民給」で補い、耕作農民に二重の負担を強いていたのである。しかも、耕作農民は間切吏員の俸給に加えて、村吏員の俸給を含む「村費四万七千四百五拾円余」の「大半」をも負担している。(21)このことは、第二代県令・上杉茂憲が「其（吏員の）俸給ハ官庫ニ仰クノ外、数万円ノ俸給ヲ民費ニ仰ク」と指摘していることからも確認されよう。

吏員の俸給を官給としたという「口実」のもとに、従来の吏員の「役得分」をも「租税」化しておきながら、なおかつ吏員の俸給のかなりの部分を耕作農民に負担させるという、この巧妙かつ欺瞞的なトリックのなかにも、明治政府の「体質」的な「民衆収奪志向」が発揮されているというべきであろう。(22)

4. 民衆収奪志向の貫徹

第二の事例。明治32年12月7日、沖縄県書記官・椿桑一郎は、内務省地方局長・柴田家門あてに、「旧琉球藩ノ秩禄処分ヲ要スル事由」と題する意見書を提出しているが、そのなかで次のように指摘している。

廃藩置県ト共ニ旧藩ノ禄制、吏員制共ニ廃止セラレ、旧藩吏ヲシテ役得ヲ得セシムルカ如キコト、亦従テ消滅スルコトヽナレリ。故ニ、当時ニ於テハ、当ニ役得ニ相当スヘキ丈ノ金穀物件ハ、悉ク人民ノ負担ヨリ之ヲ扣除スルヲ以テ至当ナリトス。然ルニ、事此ニ出テス。…（中略）…之ヲ得ヘキ旧藩吏存在セサルニ関セス、尚ホ依然貢租トシテ人民ヨリ徴収シ、爾来、今日ニ至ル迄、現ニ国庫ニ収入シツヽアルナリ。其額明治十二年即置県ノ時ヨリ同三十六年迄（地租改正ノ年ト予定シテ）、二十五ケ年間ニ於ケル総計ヲ掲クレバ、…(中略)…

心附役ト称スルモノヽ分。三拾九万八千五百拾六円五拾銭。……

渡清役ト称スルモノヽ分。拾五万弐千五拾八円五銭。

総計　五拾五万五百九拾四円五拾五銭

ニシテ、其額実ニ少々ナラストス。此中、(明治)十五年下賜ノ七万三千六百拾六円三拾四銭……ト、十八年下賜ノ九万四千四拾壱円七拾七銭六厘トヲ合シタル額、即拾六万七千六百五拾八円拾壱銭六厘ヲ減スルモ、尚ホ

三拾八万弐千九百三拾六円四拾三銭四厘

ハ優ニ国庫ニ収入セラレツヽアルナリ。(23)

ここで指摘されていることは、要するに、「第一の事例」で検討したところの地方役人＝吏員層の役得分の「租税」化とほぼ同趣旨の問題であって、無禄士族層の役得に相当する分(55万余円)は「貢租トシテ人民ヨリ徴収」されているにもかかわらず、そのうちわずか16万円余だけが無禄士族へ「下賜」されただけで、その差額38万余円は「優ニ国庫ニ収入セラレツヽアル」ということである。このような注目すべき事実をふまえたうえで、さらに椿書記官は次のように強調する。

国庫ニ収入アルト否トヲ問ハス、役得ノ性質、既ニ秩禄ナル以上ハ、其給スヘキ額ヲ給スヘキハ、事理ニ於テ当ニ然ラザルヲ得ズ。況ンヤ、之カ為メ、現ニ国庫ニ前記ノ如ク殆ント四十万円ニ近キ巨額ヲ収入シツヽアルニ於テヲヤ。然ルニ尚ホ、相当給与ノ途ヲ講セスンバ、啻ニ役得者ヲシテ政府ヲ怨嗟セシムルノミナラス、又一般人民ヲシテ

政府ハ謂レナキ公課ヲ人民ニ負ハシムトノ不可ヲ鳴サシムルコトヽナルヘシ。[24]

要するに、無禄士族層の役得は秩禄の性質をおびている以上、これを秩禄として支給すべきは「事理ニ於テ」当然であり、もしなんらの措置も講じないとすれば、「役得者」＝無禄士族層の「怨嗟」を招くばかりでなく、一般人民からも「謂レナキ公課」を負担させているという非難をうけても仕方ないだろう、というのが椿書記官の見解である。

かくて、椿書記官は、「無禄士族層の請願している六十万余円を全額そのまま承認するわけにはいかないから、彼らの＜役得＞のうち＜国庫ヵ収入セル貢租ノ額＞に相当する38万余円を支給することにし、支給方法等について調査のうえ、早急に＜適当ナル法律案＞を制定すべきである」と提案するわけであるが、ここで検討しなければならないのは、むしろ、椿書記官がこのような提案を出すにいたった背景（経過）とその結果であろう。[25]

椿書記官の提案の背後には、むろん、「役得」＝秩禄の追加支給を要求する無禄士族層の執拗な要請運動があった。この点については、すでに拙稿「＜世替り＞と旧慣温存」においてやや詳細にとりあげたが、ここで、その経過を摘録すれば、次の通りである。

①明治13年5月、鍋島県令は「独り廃藩と共に廃役せし無禄士族等のみ産資の目途を失し、逐日困窮に陥」っているので、8万6千円余を「授産用として」下賜されたい、と要請したが、明治政府は回答を一年以上も引きのばしたあげく、「国費多端」のため却下すると通告してきたため無禄士族たちは「失望のあまりすこぶる動揺の色をあらわし」、数百人大挙して県庁へ押しかけ、「哀願」をくりかえした。[26]

②無禄士族の窮状を見かねた上杉県令は、折りかえし明治14年12月に「授産金」下賜を再要請したところ、翌15年5月31日付で7万余円の支給を許可されている。

③明治16年の春、無禄士族たちは折りしも来島中の岩村会計検査院長に、「先般御下賜金7万円の分にては（一人当りの）配当高少く、負債返却はもちろん」、将来の生活の目途も立たないので、新たに少くとも30万円支給してほしいと要請、間もなく県令を「兼摂」した岩村は、明治政府にその支給方法を建議した。

④岩村県令の建議をもとに、明治政府は都合19万円弱を年賦支給することにしたものの、無禄士族たちはその要求額（30万円）を大きく下まわったことと、支給方法について不満を抱き、明治17年にいたって、支給予定額を半額にしてもよいから一時に支給してほしいと嘆願したので、明治政府は今後一切の「苦情嘆願」を申し出ないという「請書」を提出させたうえで、明治18年に予定額の半額（9万4千余円）を一時に支給した。

⑤しかし、無禄士族層はそれ以後も追加支給を要求し、明治28年から32年にかけて、くりかえし請願代表団を上京させ、議会や政府にはたらきかけたのである。

さて、以上のような経過をふまえて、椿書記官は次のように強調する。―「明治十八年ニ於テ、渠等カ爾来苦情ヲ唱ヘサルトノ請書ヲ唯一ノ具トシテ、今日ノ請願ヲ拒絶セントスルモノアルモ、当時ノ事情ヨリ之ヲ観察スレバ、彼ノ請書ハ窮迫ノ際、不得已作成セルモノヽ如クシテ、渠等ノ哀情亦大ニ憫諒スヘキ点少カラストス。然ルニ単ニ此一事ヲ以テ、渠等ヲ箝口セントスルハ、妥当ナラサルノミナラス、既ニ内地各府県家禄者ニ対スル政府近時ノ措置ハ、益々寛大ナルニ反シ、独リ沖縄県ノ秩禄者ヲノミ酷待スヘキ道理アランヤ」[27]

要するに、明治18年の時点で、今後「苦情ヲ唱」えないとの「請書」を提出したのはやむをえない事情があったからで、これを理由に追加支給要請を拒絶するのは妥当でないばかりか、最近の内地の家禄受給者への寛大な措置にひきくらべ、ただ沖縄県の無禄層のみ「酷待」することになる、という趣旨であるが、このような椿書記官の主張はどのように受けとめられたのであろうか。

明治政府は折りしも設置されたばかりの「臨時秩禄処分調査委員会」に、沖縄県無禄士族の「役得」追加支給の件をも付記して調査審議させたのであるが、明治34年に「本件ハ秩禄トシテ処分スヘキモノニアラズ」という調査委員会の結論が下るや、沖縄士族の「役得」追加支給の要請はついに一蹴されるにいたったのである。[28]

かくて、明治政府が沖縄の無禄士族層の役得分

＝38万余円を「貢租トシテ人民ヨリ徴収」しながら、人民に還元するわけでもなく、さりとて無禄士族層に支給するわけでもなく、ひたすら「国庫ニ収入」したというこの事実は、第一に、旧慣温存期を通じて明治政府の「民衆収奪志向の体質」が「十分に発現」されていること、第二に、「さまざまな士族優遇策が採用され」たわけではなく、無禄士族層についていえば、むしろ[29]「酷待」されたのだということを実証しているといわねばならないであろう。要するに、明治政府の「民衆収奪志向」は、直接生産者たる一般農民層にたいしてだけではなく、無禄士族層にたいしても容赦なくシビアに貫徹したのである。

5. 松方デフレと間切・村負債

周知のように、明治政府の「民衆収奪志向」が全国的規模でもっとも典型的に「発現」したのは、明治10年代後半から20年代初頭にかけての松方デフレ期においてであった。かの有名な地主制論争における「20年代成立説」の代表的論客たる安良城氏は、松方デフレがひきおこした結果について、次のように指摘しておられる。

「沖縄以外の本土の全府県では、地租改正の完了によって、すでに定額金納地租に移行していたために、松方デフレによる米を中心とする農産物価格の急激な下落は、地租の大幅な増徴と実質的に等しい結果をもたらし、……零落する農民層の激増にともなって、農民負債は累増の一途をたどり、この負債の抵当にあてられた土地が大地主のもとに集中し、農民からの土地収奪が激しく進行した結果として、明治20年代初頭には、地主制が成立・展開した」[30]

松方デフレ期における全国的規模での「農民収奪」→零落農民層の土地放棄→地主制の成立という事実と論理をふまえたうえで、安良城氏はさらに「明治10年代後半から20年代初期にかけての沖縄が、……松方デフレにもとづく激しい農民収奪の洗礼をうけることのなかった、全国唯一の例外的な地域であったことに注目」しつつ、「本土の全府県では、この時期に農民負債が激増するのであるが、それとは逆に、沖縄では、農民負債は大幅に減少している」[31]と指摘しておられる。

たしかに、旧慣税制[32]のもとで現物納もしくは代金納を強いられていた沖縄では、松方デフレによる実質的な増税という形態での収奪を部分的に免れることはできたのであるが、このことは、沖縄が「松方デフレの被害を蒙ることのなかった唯一の地域」[33]であったことを意味するのであろうか。

『沖縄県史』21所収の「貢納石代相場」や「大阪砂糖公売相場調書」の数値によれば、沖縄における農産物の価格急落現象をもはっきり確認できるのであって、この点に関する限り、沖縄もまた松方デフレの圏内にあることはいうまでもない。そこで、注目したいことは、第一に松方デフレと旧慣税制下の農民負担の問題、第二に松方デフレの沖縄糖業農民への影響、これである。

まず第一点。沖縄の貢租の半分（米雑穀納分）は明治15年の時点で金穀勝手納を認められたから、農産物価格の下落＝石代相場の低落という松方デフレ現象は、代金納部分に関する限り、たしかに実質的な減租へ帰結する。とはいえ、現実には「十ニ八九ハ現穀ヲ以テ上納候実況」[34]であったこと、及び貢糖・貢布など貢租の過半は現物納のまま据置かれ代金納を認められなかったこと等を考慮すれば、松方デフレは沖縄の納税者の負担にほとんど実質的な変化を及ぼさなかったといわざるをえない。

第二点。安良城氏も指摘されているように、沖縄産糖の3分の2～8分の7の砂糖は、糖業農民[35]の手から直接商品化され、農民生活の「商品経済化」を促進する役割を果しており、しかも、砂糖以外にほとんど換金手段のない沖縄では、明治政府＝県当局の糖業奨励策も相俟って、糖業モノカルチュア的傾向さえ示しはじめていたのであるから、松方デフレの影響による糖価の急落が、たちまち糖業農民を直撃し、農民生活全般に深刻な打撃を与えなかったはずはないのである。事実、明治16年時点での一レポートによれば、沖縄の「重要ノ物産タル砂糖反布ノ類ハ、非常ノ低落ニ逢ヒ、農工共ニ其困難ヲ訴ヘサルナキノ今日ニシテ、云々」と指摘されているのであって、その意味では、沖縄[36]は「松方デフレの被害を蒙ることのなかった唯一の地域」などでは決してなく、沖縄農民もまた松方デフレ旋風[37]をもろに蒙った被害者だといわねばならないであろう。

ところで、安良城氏は「松方デフレの被害を蒙

ることのなかった」「沖縄では、農民負債額は大幅に減少している」というユニークな見解の論拠として、「明治14年[38]10月末日現在の間切負債総額は、27万1,024円余であったが……、それから約十年後の明治25年末の間切負債総額は、14万3,955円余（「県統計書」）であって、農民負債は、間切負債の面ではほぼ半減している」[39]という「事実」を指摘しておられる。

たしかに、公式の統計数値によって示される間切負債は、明治14年～25年の11年間に「ほぼ半減している」。しかし、ここで私はまたしても、次のような「愚問」を提起して安良城氏の御教示を仰がざるをえない。すなわち、間切負債の減少という「統計的事実」は、ただちに農民負債の減少を意味するのであろうか、と。そしてまた、「下司の勘ぐり」などという人格的中傷の烈火に焼かれることを恐れ[40]つつも、歴史の真相探究への衝動抑えがたく、あえて農民負債に関する公式の統計数値が歴史的事実と合致しているのかどうかという疑問を提起せざるをえない（虎穴に入らずんば虎子を得ず！）。けだし、次のような若干の「事例」を看過して沖縄近代史像の再構成を試みることはできないと考えるからである。

第一の事例。明治34年5月29日付の「琉球新報」は、沖縄農村の負債問題をとりあげ、村負債を「公然と届け出る」ケースがきわめてまれであることを、次のように指摘している。

「本県の各村には、古来、村負債と云ふものありたれど、廃藩置県の際に公然と届け出でざるより、現今に於ては持地人各自が負担し居る有様なるが、本年の調査に依れば、島尻郡中、公然と届け出てたる村負債は、摩文仁三百円、真和志五万六十五円十四銭一厘にして、他には公然と届け出てたる村負債なしと云ふ」

第二の事例。1893（明治26）年[41]の夏、琉球列島を「探検」した笹森儀助は、沖縄本島の調査旅行の過程で、「統計的事実」と現実の間の甚しき乖離を見聞し、次のような注目すべき事実を記録している。

6月18日……午後一時三十分。国頭間切奥間村国頭番所ニ到ル。即チ巡査駐在所也。諸般問答前日ト異ナル無シ。草鞋ヲ脱スルニ遑アラス。衙廊ノ椽ニ小憩シ、所員山口秀一ニ面晤ス。同氏職務ニ暗練シ、話次佳境ニ入ル。密ニ告テ云フ、各村負債ハ公然タルニ係ハラス、務メテ隠蔽ヲ事トシ、敢テ実ヲ告クル者無シ。甚シキハ役所ニ向テ、尚ホコレヲ隠匿ス。故ニ役所ナリ番所ナリ、蓋シ其実ヲ告クル者ナシ。試ニ当番所ヨリ其調ヲ出サシメヨ、必ス世間ニ顕レタルモノヽミヲ書出スハ通例ナリト。地頭代ニ依托シテ、其調ヲ得タリ。即チ役所ニ報告セルノ謄本ナリ。左ニ、

国頭間切各村負債調

番所調

金九百五十九円六十三銭三厘　　比地村

……（中略）……

金百十円　　安田村

負債合金四千二百九十五円六十銭三厘

右八ケ村ノミ負債ヲ有スルナリ。其他ハ一切ナシト云フ。然ルニ、右各村ノ外、各駐在所ニ就テ調査セル処、左ニ、

駐在所調

金五百十円　　同間切奥村負債

……（中略）……

負債合金九千九百九十円

之ニ由リテ是ヲ観レハ、役所調ハ負債合金四千二百九十五円六十銭三厘ニシテ、地方役所員モ皆之ヲ知ル。而シテ之ヲ駐在所実地調ニ徴スレハ、其負債高九千九百二十八円トス。唯巡査之ヲ知ル。

負債額カクノ如ク其レ夥シ。隠蔽頑固又タカクノ如シ。而シテ之ヲ改メスンハ、後来、大島ノ轍ヲ履マンコトヲ免カルコト極メテ難シ。敢テ当路者ノ一顧ヲ累ハス。沖縄主島各村ニ、多少ノ負債アラサルナシ。其未開ナル国頭地方ニシテ、猶此ノ如シ。其最モ多キハ島尻地方トス。試ニ算盤上ヨリ之ヲ言ヘハ、現今負債ノ利子ハ、一ケ月金百円ニ付二円ヨリ二円五十銭ヲ通則トス。今、仮リニ一ケ村千円ノ負債アリトセンニ、一ケ年利子二百四十円、是レ国税及公民費ノ外ニ、更ラニ人民ノ負担トナル。豈之ヲ思ハサルヘケンヤ……。

以上は笹森が沖縄本島国頭間切で見聞した[42]事実とその事実にたいする笹森の論評の概要である。ここには重要な事実が指摘されているが、もっとも注目すべき点は、まず第一に沖縄の「各村負債ハ公然タルニ係ハラス、務メテ隠蔽ヲ事トシ、敢テ実ヲ告クル者無シ」という状況にあること、第二に、「国頭間切各村負債」についていえば、「番

所調」すなわち公式統計数値の負債額4,295円63銭3厘にたいして、「駐在所実地調」すなわち実際に近い負債額は9,928円を記録し、後者は前者を二倍以上もうわまわっているという事実である。

一体、何故に村負債を「務メテ隠蔽」するのか、村負債の主たる原因はなにか、等々の疑問への解答は暫く保留して、ここでは、とりあえず、村負債に関する限り、実際の負債額は「隠蔽」されているという事実、したがって、公式の統計資料に示される数値は必ずしも歴史的事実と合致しないという事実にのみ注目しておきたいと思う。

6. 間切・村負債と貢租滞納額

笹森儀助が国頭間切の村負債の実態を調査・報告したのとほぼ同じころ、内務省書記官・一木喜徳郎も「現在ノ負債額ハ左ノ如キ巨額ニ達セリ」として、島尻10万3,411円余、中頭2万6,892円余、国頭8,727円余、合計13万9,031円余という数値を紹介しつつ、さらに次のように指摘している。

甚タシキハ一間切内ノ団体負債ノ総額六万余円ヲ有シ、一二ノ村ハ為ニ身代限ノ処分ヲ受ケ、村民ノ財産ハ凡テ公売ニ付セラレ、其後債主ト示談ノ結果トシテ、利子ハ二三朱トシ、百姓地ハ之ヲ利切用トシ、村民ノ多数ハ外ニ出テヽ日傭稼ヲ為スカ如キ酸鼻ノ境遇ニ居ルモノアリ。負債ハ間切ニ少クシテ村ニ多シ。起債ノ時期ハ藩政時代ニ在ルモノ多ク、其原因ノ主タルモノハ旧地頭ノ臨時ノ賦課ニ応スルカ為ナリ。殊ニ廃藩ノ際、旧地頭等上京ノ費用ニ充ツルカ為、徴求セラレタルニ起因シ、村債ヲ起シタルモノ少ナカラス。置県以来起リタル負債ハ、旧債ノ借替ヲ為シ、又ハ凶年ニ際シ、貢租ノ負担ニ苦ミテ負債ヲ起シ、或ハ凶年ノ際、人民ニ分配スルカ為ニ起シタルモノヲ以テ、其主要ナルモノトス。……債主ハ概ネ首里那覇ノ士族、又ハ間切ノ財産家ニシテ、或ハ旧地頭ヨリ借入レタルモノアリ。

ここでは、次の点[43]に注目しておきたい。まず第一に、間切内の「団体負債」が巨額に達するために、村全体が「身代限ノ処分ヲ受ケ」、「村民ノ多数ハ外ニ出テヽ日傭稼ヲ為スカ如キ酸鼻ノ境遇」に陥っているという事例が、現在進行形で紹介されていることである。第二に、負債の主たる原因については、「旧債ノ借替」「貢租ノ負担ニ苦ミテ負債」等々を指摘していることである。第三に、債主には「首里那覇ノ士族」「間切ノ財産家」「旧地頭」などがあげられているけれども、寄留商人が最大の債主であったことは言うまでもないであろう。第四に、とりわけ注目したいのは、「負債ハ間切ニ少クシテ村ニ多シ」という指摘についてである。

一木書記官が紹介している「現在ノ負債額」＝13万9,031円余のなかに村負債が含まれているかどうかは必ずしも明らかではないけれども、安良城氏が依拠された『沖縄県統計書』の「明治二五年末の間切負債総額」＝14万3,955円のなかには村負債も含まれており、かつ両者の数値は近似しているから、前者の場合も間切負債のみではなく村負債も含まれているとみてよいであろう。

ところで、安良城氏の依拠された『沖縄県統計書』（明治26年）の明治25年末の間切負債総額14万3,955円の数値についていえば、ちょうど同時期の国頭間切各村負債に関する笹森儀助の調査によって氷山の一角が明るみに出されているように、きわめて疑わしい数値であって、たとえば、同書の明治25年末の間切負債総額のなかに占める国頭間切の負債額＝4,295円60銭3厘（村負債のみ）は、笹森が紹介している「番所調」の村負債額と完全に一致しているけれども、この数値は表向きの公式数値であって、実際の負債額は笹森が「駐在所調」によって暴露しているように、「番所調」＝公式数値＝『沖縄県統計書』の数値の二倍を上まわる9,900余円にも達しているのである。この一例をもってしても、『沖縄県統計書』の公式数値がいかに実体とかけ離れたものであるかは推して知るべし、というべきであろう。

では、安良城氏が依拠されたいま一つの数値＝「明治14年10月末日現在の間切負債総額」（27万1,024円余）についてはどうであろうか。「中頭・島尻・国頭三地方負債額表」のこの数値も、果して間切負債のみの数値なのか[44]、それとも各間切内の村負債をも含む数値なのか、必ずしも明らかではないように思われる。

いづれにせよ、「負債ハ間切ニ少クシテ村ニ多シ」ということであるから、間切負債のみをとりあげただけでは、農民負債の増減について正確な判断を下すことはできないのであって、農民負債

が増加したか減少したかは、農民負債の主要部分を占める村負債の実態を把握してはじめて結論しうるといえよう。

ところが、先の国頭間切各村負債の実態について笹森が紹介、指摘しているように、農民負債の主要部分を占める村負債の実態は「隠蔽」されて「敢テ実ヲ告クル者無シ」という状況にあり、公式の統計数値のみによってその実態を把握することはきわめて困難であるといわねばならないのである。とすれば、沖縄は「松方デフレの被害を蒙ることのなかった唯一つの地域」であるが故に、「農民負債額は大幅に減少している」という安良城氏の論点の前提にも、結論にも、(45)にわかに納得するわけにはいかないであろう。

間切・村負債との関連において検討しなければならないのは、貢租滞納の問題である。けだし、一木書記官が指摘しているように、置県後も「貢租ノ負担ニ苦ミテ負債ヲ起」す事例が一般的であったからである。またすでに紹介したように、明治15年の時点で第二代県令・上杉茂憲も「人民ハ日ニ月ニ貢租ノ督促ヲ迫ラレ、間切町村ノ共同負債ハ已ニ数拾万円、年々払出ス所ノ利息モ三万余円ニ上リ、方ニ重租ノ姿ヲナシ、息上息ヲ加ヘ、年々未タ其滅却スルヲ知ラス」と指摘し、貢租の過重負担が間切・村負債の主(46)たる原因であることを強調している。したがって、間切・村負債が大幅に減少したのであれば、貢租滞納額も大幅に減少したはずであるが、明治10年代～20年代の貢租滞納額の減少を直接確認することは、いまのところ資料不足で不可能といわざるをえない。

ただ、明治30年代の「琉球新報」の若干の記事は、貢租滞納問題を検討するうえで一つの手がかりを提供してくれるように思われる。たとえば、明治35年6月7日付の「琉球新報」は、「去（明治）26年より昨34年迄9年間、県下各地方の税金滞納高は凡そ56万9,862円にして、之を各署別にすれば左の如し」と指摘し、那覇署（25万7,155円余）、首里署（13万8,168円余）、国頭署（8万1,791円余）、宮古署（5万9,231円余）、八重山署（3万3,313円余）という具体的数値をあげている。(47)

以上の数値は金納分の滞納額であるが、さらに物品納分の滞納額についても、同年6月15日付の「琉球新報」は次のように報じている。

「◎那覇署所管　は那覇区及ひ島尻郡の両地方にして、物品納は島尻郡のみなり。其種類は縞紬……の生産物にして、去（明治）27年度より昨34年度に至る凡そ八年間分滞り、之を通貨に換算すれば、其総額凡そ1万8,451円77銭4厘也。……（中略）……上記各署所管県下各地の物品納国税総額は実に11万0489円81銭4厘となり、若し之に金納税滞納総額……を加ふれば、其総高は実に　68万0150円07銭9厘
の高額に上るなり」(48)

明治30年代前半までに国税だけで68万余円の滞納額が累積されていたというわけであるが、それは沖縄からの国庫収入の一年分を超える額であった。加えてまた、「間切税、即ち所謂公費の滞納額が30余万円の巨額」に達することも、「琉球新報」は指摘している。

国税（貢租）と公費(49)をあわせて100万円もの滞納額が累積していたという事実は、間切・村負債の累積をも暗示するものであるが、同時に旧慣税制の収奪機能が十分発揮されていなかったことをも意味しているといえよう。

納税主体が村であるという旧慣税制のしくみによって、滞納処分を強行すれば村全体が破産を宣告される事態も予測されたから、さすがの明治政府もついに滞納額の累積という事態を前にして、いかんともすることができなかったのである。

7. 笹森統計表と県庁歳出入表

貢租滞納額が累積すればその分だけ国庫収入の減少を招かざるをえないことはいうまでもないことであるが、旧慣温存期の歳入のプラス・マイナスにとって、累積された滞納額が具体的にどの程度の影響を与えたかを測定するには、いまのところ史料不足であり、確定的な結論を引き出すことはできない。「<旧慣温存期>の国税徴収額と国庫支出の県費は、全体として国庫支出の県費が、国税徴収額を上回っている」という安良城氏の論点を検討するにあたって、(50)西里第一論文において私は、「確かな事実」を示す統計資料の不足について次のように「慨歎」せざるをえなかった。―「沖縄近代史の研究とりわけ経済史的側面からの研究にとっての一つの困難は、<確かな事実>を

示す統計資料がきわめて少ないことである。<日本帝国統計年鑑>とともに現在使用しうるほとんど唯一の資料としての<沖縄県統計書>にしても、土地整理以前に関してはどの程度信頼できる数値なのかはなはだ疑問を抱かざるをえない点が少なくない」と。(51)

このような私の「一般的概歎」は、実は、前述のような笹森儀助の国頭間切各村負債に関する指摘一「各村負債ハ……敢テ実ヲ告クル者無シ。甚シキハ役所ニ向テ尚ホコレヲ隠匿ス」一に触発された「感慨」であったばかりではなく、明治36年4月27日付の「琉球新報」の『沖縄県統計書』にたいする次のような論評をも念頭においた「統計不信論」でもあった。すなわち、同紙によれば、「明治34年度に於ける沖縄県統計書は、此程発行になりたり。従来のものは殆んど形式的の発行にして杜撰な所少なからず。統計に拠り却って事実を誤るの点少なからず。其発行の度毎に不平を漏したることにて、我輩も全く信を置かざる程なりしが、今回のものは一大改良を加へたり」という。(52)要するに、明治33年以前の『沖縄県統計書』についていえば、「統計に拠り却って事実を誤るの点少なからず」と警戒されるほどに、すでに刊行当初から不評を買っていたわけである。

この事実を念頭においたうえで、西里第一論文において私は、『沖縄県統計書』をはじめ、安良城氏が紹介された笹森儀助『南島探験』所収の国庫収支に関する統計表（以下、笹森統計表という）などの統計資料についても、若干の疑問を提起したのであるが、早速、安良城氏から「<笹森統計表>の史料的信憑性についての西里氏の疑念は、自説を擁護するために考え出された憶測以外の何ものでもない」という厳しい叱責と同時に、若干の懇切丁寧な御教示を頂くことができた。(53)感謝の至りである。

ただ、統計資料に関する私の問題提起は、歴史事実の真相解明へアプローチする過程での暗中模索の所産であって、必ずしも「自説の擁護」を目的としているだけではないことを御了解頂ければ幸甚である。そこで、安良城氏の御教示にもかかわらず、なお釈然としない2～3の疑問点について、再び問題提起を試みつつ、「国庫支出の県費が国税徴収額を上回っている」という安良城氏の論点を再検討するための予備作業を継続したい。

さて、第一の問題は、『沖縄県統計書』から金禄が省かれた理由についてである。西里第一論文において私は、「<沖縄県統計書>についていえば、明治14、15年度の<国庫支出の県費>の項目には確かに金禄が含まれているにもかかわらず、明治16、17、18年度の資料が得られないために何年度から金禄を省くようになったのか、そしてその理由はなにかが不明である」という疑問を提起したのであるが、(54)安良城氏は「<何年度から金禄を省くようになったのか>については、現在のところ史料不足で明らかにし難いのであるが、<その理由>については、はっきりしている」として、次のように説明しておられる。

「県は当時の官庁組織からすれば、内務省の管轄下にあり、……そのために、明治19年以降の<県統計書>は、内務省予算に組みこまれている国庫支出の沖縄県費だけを、<国庫支出ノ県費>の項目に掲載しているのであって、……金禄は大蔵省予算に含まれていたために、明治19年以降の<県統計書>から洩れてしまっている。」(55)

なるほど、安良城氏の以上のような説明によって一応納得できるのであるが、しかしながら、沖縄が内務省の管轄下におかれたのは明治12年の沖縄県設置以前からのことであって、しかも明治14、15年度の『沖縄県統計書』には確かに金禄も「国庫支出の県費」のなかに記載されているという事実に想い到るとき、安良城氏の説明だけではなお釈然としないものが残るといわざるをえない。ちなみに、『日本帝国統計年鑑』が「国庫支出ノ府県費」（沖縄県の分）に金禄を加算していない理由はなんであろうか。

第二の問題は、東恩納文庫所蔵の『琉球八重山嶋取調書　附録』（稿本コピー）に収録されている「沖縄県歳入出比較表」（以下、県庁歳出入表という。本稿末尾の付表）に関する問題である。この問題を検討するにあたって、まず県庁歳入出表と笹森統計表との関係について一言すれば、後者は前者の詳細な内容を簡略化して各年度の国庫収支の合計値のみを表示したものであり、2～3の誤植と集計上のミスを除いては、両者の数値に基本的な差異は存在しない。したがって、「<笹森統計表>の出所は<県庁ノ一覧表>だといわれなが

らも、笹森自身の判断にもとづいて作成された可能性が強い」という西里第一論文における私の疑念は解消されたことを、ここで確認しておきたい。(56)

さて、それならば、もっとも詳細な内容を誇るこの県庁歳出入表の数値は沖縄における「国庫収支」の実体を、「全く疑問の余地がない」ほど正確に表示しているといえるであろうか。ところが、「史料的信憑性」についての安良城氏の確信的「保障」にもかかわらず、県庁歳出入表の詳細な内容を、他の重要な関連資料と比較検討してみると、若干の重大な疑問点に直面せざるをえないのである。

たとえば、県庁歳出入表<以下(A)と表示する>と関連する重要資料として、『沖縄県史』13所収の「明治18年度沖縄県予算帳」<以下(B)と表示>、同じく「明治18年度沖縄県地方費予算帳」<以下、(C)と表示>があり、(B)(C)には予算編成のための参考資料として、明治16年度の「実費」額が17・18年度の予算額に併記されている。そこで、いま明治16年度の「県庁経費」「地方費」について、(A)と(B)(C)の数値を比較検討すれば次の通りである。

(I)「県庁経費」の場合。(A)における明治16年度の県庁経費は7万2,970円48銭8厘、(B)における明治16年度の県庁経費(実費額)は5万0813円70銭2厘。(A)－(B)＝2万2,156円78銭6厘。

(II)「地方費」の場合。(A)における明治16年度の地方費は12万2,714円88銭5厘、(C)における明治16年度の地方費（実費額）は9万5,479円93銭4厘。(A)－(C)＝2万7,234円95銭1厘。

要するに、同じく明治16年度の国庫支出の数値とされながら、(A)と(B)とのあいだには2万2千余円もの差異があり、(A)と(C)とのあいだでも2万7千余円の開きが確認され、以上の「県庁経費」と「地方費」についてだけみても、(A)と(B)(C)の数値の差額は、実に5万円にも達するのである。この事実を、どのように説明すればよいのであろうか。

笹森によれば、(A)の数値は「実費決算額」であるとされており、また(B)(C)の明治16年度の数値も「実費額」として明示されている。「実費決算額」と「実費額」の概念が明確に区別されるものとすれば、両者における5万円もの差額の原因は両者の内容的な差異によるとも考えられるが、それならば、いかなる内容上の「差異」なのか、その具体的な事例をつきとめることはできない。

ところが、両者が同一概念、同一内容であることを示唆する事例は存在するのである。たとえば、『沖縄県史』12所収の「(明治)14年度沖縄県警察費ノ件」(57)における明治12年度の警察費実費額＝6万6,356円94銭8厘は、県庁歳出入表における同年度の実費決算額の数値と完全に一致している。

かくて、実費額＝実費決算額であるとすれば、県庁経費や地方費の場合、(A)の数値と(B)(C)の数値との間に巨額の差異が確認されるという事実は、誠に不可解な事実といわねばならなくなるのである。

8. 「類似地方税」と地方費

笹森統計表のみに依拠して旧慣温存期の国庫収支のプラス・マイナスを結論するわけにはいかない一つの理由として、西里第一論文において私は、「<沖縄県統計書>の<国庫支出の県費>の項目に金禄が省かれているとしても、<国庫収入額>の項目でも<類似地方税>なるものが省かれている可能性があること」を指摘したうえで、若干の史料を検討しつつ、(58)「<類似地方税>なるものの具体的な実態をつきとめる作業」を「今後の課題」として保留したのであるが、安良城氏は「八万余円に達するという<類似地方税>が国庫に納入されながら、決算の歳入から洩れるというようなことは、絶対にありえない」(59)と断言し、私の問題提起を言下に一蹴しておられる。(60)果してこの類似地方税なるものは、「笹森が利用した<県庁ノ一覧表>＝<沖縄県歳入出比較表>の決算から洩れるようなことはありえない」とすれば、県庁歳出入表のいかなる項目に含まれているのか、ややたち入って検討してみよう。(61)

県庁歳出入表の「歳入之部」は、租税、雑収入、森林収入に三区分され、さらに租税の部には地租、所得税、酒造税、船税、会社税、鉱山税の六項目が含まれ、雑収入の部には官有物貸下料、官有物払下代、雑入の三項目がくみ入れられている。ここで、「八万余円に達するという<類似地方税>」が含まれる可能性のある項目はどれであろうか。各項目の名称から判断すれば、もっとも可能性のある項目は雑収入の部の雑入であろう。

ところで、この雑入の数値を年度別にみると、

明治12年度―38円余、13年度―3万0508円余、14年度―4万3,529円余、15年度―2万8,225円余、16年度―6,216円余、17年度―3,592円余、18年度―3,069円余、19年度―9,540円余、20年度―9,820円余、21年度―9,068円余、22年度―1万3,034円余、23年度―1万5,180円余、24年度―6万5,315円余となっており、年々の増減が顕著であって、年間8万円の類似地方税がこの雑入の項目に含まれていないことは明白である。

なお、一木書記官によれば、「（買上糖）187万余斤ノ内、麦・下大豆石代相場ヲ以テ引合タルハ買上糖トシテ畑租ニ組入レ、残砂糖ハ買上過砂糖ト称シ、雑収入ニ編入ス」ということであるから、県庁歳出入表における(62)雑収入の部の雑入の項目が、買上過砂糖からの収入であることも、また明白であろう。

とすれば、8万円の類似地方税なるものは、県庁歳出入表における「歳入之部」には含まれていない可能性が強いという結論へ到達せざるをえないのであるが、ここで注目しておきたいのは、この類似地方税と県庁歳出入表における「歳出之部」の地方費等の項目との関連についてである。公文書等において類似地方税の取扱いが地方費との関連で問題にされていることから、「歳出之部」の地方費等の費目のなかに類似地方税の実態を解明しうる鍵がかくされているように思われる。

たとえば、鍋島県令から松方内務卿へ提出された「十三年度土木費予算之義ニ付上申」によれば、「明治十三年度地方費之義ハ、御省・大蔵省本年乙第九号御達之趣有之、殊ニ当県類似地方税之義ニ付テハ、本年三月十三日付ヲ以稟請、且上陳之次第モ有之候ニ付、御批可之上ハ、道路・橋梁修築費之如キハ、無論国費・地方費連帯之筈ニ可有之候へ共、元来、右類似之税額タル、僅ニ八万円、固ヨリ地方費一切ヲ支弁スル能ハス、到底多分之御補助ヲ不仰テハ実際難相成」という。

本来、土木費は国費・地方費(63)連帯のはずであるけれども、沖縄県の類似地方税はわずかに8万円で、「地方費一切ヲ支弁」するわけにはいかないから、国庫の「多分」の補助を仰ぎたい、というのである。この上申と前後して、鍋島県令はさらに類似地方税をそのまま地方費に「充用」したいと上申しているのであるが、これをうけた佐野大蔵卿と松方内務卿は、連名で三条太政大臣へ次のような提案（「沖縄県十三年度地方費予算額達ノ件」）を上申している。

沖縄県之義ハ、県会未タ立ズ、純然タル地方税之収納モ無之故、地方税ニ類似セル名義之収納ヲ、其儘地方費ニ充用致度旨、申出候ニ付、勘査候処、前書類似地方税ト称スルモノ、今日ニ在テハ国税ニ可属モノナレハ、右ヲ其儘充用スルハ不都合ニ付、右税金ハ悉皆納付セシメサルヲ得サル義ニ有之候。将又、同県之義ハ、藩制釐革之日猶浅ク、随テ諸事多クハ旧慣ヲ存スル場合ニ付、他日地方税施行マテハ、地方費之義モ当分官給相成候外ハ有之間敷ト存候。就テハ、金額之義、篤ト細査ヲ遂ケ候処、該県申請衛生・勧業・学校等ニ係ルモノ金七万余円、郡村詰所ニ係ルモノ金五万弐千余円、総計金拾弐万余円ニシテ、各府県之比例ニ照スニ頗ル巨額ナリトス。勿論、同県之義ハ前述之状況ナルヲ以テ、未タ他府県ト同視シ難シト雖、彼県会之如キ、地方税之如キ、早晩設立セサルヲ得サルノ場合ニ至ルヘクニ付、今日ニ在テ予メ各府県之権衡ヲ酌ミ、相定候方、至当之義ニテ、他日障礙ヲ生スルノ恐有之間敷、仍テ夫是参伍酌量調査ヲ遂候処、別紙ノ通、金六万五千三百六拾六円ニ相成候条、右金額ヲ以、御達相成候様致シ度、依之、此段上申候也。

佐野大蔵卿、松方(64)内務卿連名によるこの上申は、明治13年10月6日付で「上申ノ趣、聞届候事」と許可されているのであるが、ここで注目したいのは、まず第一に、西里第一論文でも強調したように、沖縄県の地方費を「官給」＝国庫支出とするかわりとして、「地方税ニ類似セル名義ノ収納」すなわち「類似地方税」なるものは国税に属すべきものとみなし、すべて国庫へ納付させるべしと提案されていることであり、第二に、明治13年度の沖縄県地方費として、県当局は「衛生・勧業・学校等ニ係ルモノ金七万余円、郡村詰所ニ係ルモノ金五万弐千余円、総計金拾弐万余円」を申請したところ、明治政府はわずかに「六万五千三百六拾六円」を認めたにすぎないことである。この事実は重要である。

けだし、笹森が依拠した県庁歳出入表によれば、明治13年度の地方費は12万6,860円32銭9厘となっており、県当局の予算申請額12万2,000余円

とはほぼ一致するものの、明治政府が認可した6万5,366円よりも6万1,494円も超過した支出額となっているからである（ちなみに、県庁歳出入表における「地方費」の年度別の数値を示せば、明治12年度―10万2,229円余、13年度―12万6,860円余、14年度―12万7,947円余、15年度―12万7,803円余、16年度―12万2,714円余となっており、ほぼ12万余円の水準である）。予算認可額の2倍に近い地方費が支出されているという統計上のこの事実は、一体、どのように理解すべきであろうか。

たしかに、明治14年3月24日付及び同年5月13日付で「沖縄県十三年度衛生及病院費予算増額ノ件」が承認されているけれども、その増加額はわずかに8,600円にすぎず、しかも管見の及ぶ範囲内では、明治13年度地方費の追加支出はこの一件に限られているのである。[65]

とすれば、県庁歳出入表における明治13年度地方費の実費決算額＝12万6,860円余は、明治政府が承認・許可した地方費予算額（追加予算を含む）＝7万3,966円余を5万3,000円も超過していることになり、何故にこのような事実が存在しうるのかは、まさに不可解といわねばならなくなるのである。

9. 若干の史実と一つの「仮説」

前述のように、明治13年度の沖縄県地方費として、県当局は「衛生・勧業・学校等ニ係ルモノ金七万余円、郡村詰所ニ係ルモノ金五万弐千余円、総計金拾弐万余円」を申請したのにたいして、明治政府は全体として申請額のほぼ半額（6万5,366円）を認めたにすぎず、「衛生・勧業・学校等ニ係ル」費用についていえば、申請額の3分の1に減額されている。ところが、不可解なことに、県庁歳出入表における明治13年度地方費の実費決算額は、明治政府の予算認可額の約2倍、すなわち県当局の予算申請額をやや上まわる12万6,000余円と記録されている。ここでは、この不可解な「現象」との関連において、若干の検討に価する史実とそこから引き出される一つの仮説を提示しておきたい。

第一に、「衛生・勧業・学校等ニ係ル」費用が、「公費」の一部として賦課・徴収されているという事実である。たとえば、笹森儀助は明治26年6月17日、大宜味間切において「一ケ年公費額如何」を問い、「公費」の明細書を入手しているが、そのなかに「教育費」「勧業費」「衛生費」などの費目が列挙されている。また、同年7月18日、西表島の高那村において入手した「上男一人上納高」の明細書のなかに、「学校費」が含まれていることを確認した笹森は、「学校ナクシテ校費ヲ収ム」と慨嘆している。[66] 要するに、教育費もしくは学校費・勧業費・衛生費などの費目が、置県後に「公費」の一部として賦課・徴収されているわけであるが、この事実を、類似地方税や地方費との関連でどのように位置づけるべきか、これが第一の問題である。

第二に、徴収された教育費（学校費）が地方費として（国庫から？）支出されたことを暗示する資料に注目したい。たとえば、笹森が編纂した『八重山嶋取調書』（稿本コピー）の94頁に、「（明治）廿五年度八重山嶋公学費」の「内訳」が次のように掲載されている。

金	284円37銭壱厘	前年ヨリ越高
金	61円39銭4厘	授業料
金	2429円06銭8厘	地方費
金	98円38銭5厘	国庫補助金

上記の資料から、「公学費」の大部分は地方費によって賄われていることを確認できる。ここにいう「地方費」や「国庫補助金」に相当する費目は公式の統計資料ではどのような名称と性格をもって記録されているのか。試みに、『沖縄県統計書』（明治22年）に拠って検討してみると、同書の「国庫支出ノ県費」のなかに、「学校費」＝1万3,106円、「教育補助費」＝6,187円余という二つの項目を確認できるが、これら二つの項目こそ『八重山嶋取調書』の「地方費」と「国庫補助金」に対応しているように思われる。とすれば、上記の諸資料から、県当局＝明治政府はいったん教育費（学校費）として人民から徴収した地方費の一部を、そのまま「学校費」もしくは「地方費」の名称を付して「国庫支出ノ県費」のなかに書き入れたと推定することもできるのではあるまいか。

第三に、教育費・勧業費・衛生費等を含む「公費」の性格を考えるうえで、笹森の次のような指摘は示唆的である。「（明治26年）8月3日、…

貢租民費ノ未納ヲ問フ。答、……民費ハ即チ公費ナルニ拘ハラス（他府県ノ地方税同様ノモノナリ）、確実ノ調ハ担当ノ番所ニスラ不整頓ノ極リナレバ、……納ムル当人ニシテ既ニ不分明ニ属シ、唯命ノマヽナリ」。(67)

要するに、「民費」＝「公費」＝「他府県ノ地方税同様ノモノ」ということである。とすれば、「民費」＝「公費」こそが国庫へ納入されたといわれる年間8万余円の類似地方税の正体であったとも考えられよう。ちなみに、『沖縄県統計書』（明治22年）によれば、「公費収入」の総額は8万9,305円であり、「公費支出」の総額は8万3,609円である。

第四に、「地方吏員費」(68)をめぐる問題点についてみよう。安良城氏は「沖縄で毎年度十万円以上国庫から支出されている地方吏員費も、本土の全府県では地方税で賄われ」と指摘されているのであるが、それは果して事実(69)であろうか。県庁歳出入表における「地方費」を「地方吏員費」と読みかえたとすれば、「地方費」はたしかに毎年10万～13万円程度支出されているのであるから、安良城氏の指摘も一応うなづける。しかし、「地方費」の内容には、「衛生・勧業・教育等ニ係ルモノ」と「郡村詰所ニ係ルモノ」とが含まれており、「地方吏員費」とは後者のなかの地方役人＝吏員の俸給・雑給などを意味すると考えざるをえない。とすれば、国庫から支給される「地方吏員費」＝地方役人の諸給料は、次の統計数値が示すように、どの年度をとっても4万円を超えることはないのであって、平均2～3万円の水準である（明治16年度は「明治18年度地方費予算帳」、その他は『県統計書』に拠る）。

たとえば、明治14年度―3万2,389円余、16年度―3万5,527円余、19年度―2万4,157円余、20年度―2万4,087円余、21年度―2万1,409円余、22年度―2万5,874円余。

ところで、「地方吏員費」は全額国庫負担となったわけではなく、その一部は「民給」すなわち「民費」＝「公費」によって賄われ、しかも、他方では、置県以前の地方役人の「役俸」に相当する部分まで「租税」化して国庫へ納入させたことも、既述の通りである。

第五に、沖縄県の予算編成のしくみに注目したい。ここに、明治13年5月5日付で県当局から内務卿へ提出された次のような上申書<以下、史料(A)と称する>がある。

明治十三年度当県警察費遣払予算内訳簿、別冊之通、取調整頓候ニ付、進達仕候。……本年度ハ官費及地方税ニテ予算総額殆ト六万三千円ナリ。…総額六万三千円程之内、金四万七千円余ハ地方税支出予算調ニ組込、官費之分、全ク別冊之通有之候」。(70)

この史料(A)においては、「官費」と「地方税」の区分ははっきりしているけれども、このいわゆる「地方税」とは先の佐野・松方上申にいう類似地方税のことであろう。そこで、とくに注目したいのは、明治13年度の沖縄県警察費予算額6万3,000円の内、4万7,000円を「地方税」＝類似地方税から、残余の1万6,000円余を「官費」＝国庫から支出するとされていることである。

もっとも、「（明治）14年度沖縄県警察費ノ件」<以下、史料(B)という>によれば、史料(A)の予算申請額（6万3,000円）は内務省の予算編成の段階で5万円に減額されたことが確認されるのであるが、その内訳は俸給―1万5,120円、雑給―3万1,089円45銭、庁費―3,790円50銭となっている。

史料(A)における「官費之分」と「地方税支出分」(71)は、史料(B)においてはどのように振り分けられ削減されたのか全く不明であるが、仮りに金額の割合から推測すれば、「官費之分」は「俸給」に相当し、「地方税支出分」は「雑給」と「庁費」の合計に相当することになり、前者は1万6,000円から1万5,120円へ、後者は4万7,000円から3万4,880円へ減額されて予算化されたものと思われる。

ところで、県庁歳出入表における明治13年度警察費の実費決算額は5万円であり、史料(B)における同年度の予算数値と一致している。そこで、この事実と史料(A)(B)を勘案すれば、明治13年度の警察費の内、官費＝国庫支出をうわまわる3万4,880円は、「地方税」＝類似地方税から支出されたにもかかわらず、県庁歳出入表においては国庫支出の県費の一部として、警察費5万円のなかに一括記載されているものと思われる。このことは、県庁歳出入表における「歳出之部」の各費目のなかに、類似地方税からの支出が含まれている

ことを暗示しているといえるのではなかろうか。

かくて、以上のような若干の史実から、次のような一つの「仮説」が提起される。すなわち、国庫へ納入されたといわれる年間8万円の類似地方税は、県庁歳出入表の「歳入之部」には含まれていないにもかかわらず、「歳出之部」の地方費や警察費等の費目の一部に「充用」＝国庫支出されているのではあるまいか、という「仮説」である。安良城氏をはじめ、先学・同学諸氏の御検討・御教示をお願いする次第である。

10. 旧慣温存期の歳出入

笹森儀助が入手した県庁歳出入表は、安良城氏が適切に指摘されているように、「明治12年度から明治24年度にいたる間の沖縄県の歳出入の決算を項目別に表示し、内容理解に不可欠な註記もともなった詳細な統計表であって、国税徴収額と国庫支出の沖縄県費のプラス・マイナスの実態を把握するためには、なにをさしおいてもまず参照すべき最重要の基礎史料」であるけれども、若干の項目別の数値について具体的に検討、吟味してみると、なおいくつかの解明さるべき問題点を内包しているのであって、従って、遺憾ながら西里第一論文で提起した類似地方税の実態とその行方についての疑問点までも「一挙に吹きとばしてしまう」ほどの威力を発揮してくれるわけではないこと[73]については、これまでに縷々指摘した通りである。

年間8万円もの類似地方税＝国庫収入が県庁歳出入表のどの項目に含まれているのか、あるいは含まれていないのかを確定しえない段階で、この県庁歳出入表＝笹森統計表のみに依拠して旧慣温存期の歳入・歳出のプラス、マイナスを云々することには依然として躊躇せざるをえないのであるが、この論点を回避するわけにはいかないので、いま仮に、県庁歳出入表などの統計資料が最終的に私の提起した疑問点を「一挙にふきとばして」くれるものと仮定して、ここでは、県庁歳出入表などの既知の統計数値に依拠しつつ、旧慣温存期の歳出入のプラス、マイナス如何を検討しておくことにしよう。

まず、笹森統計表にもとづいて、明治12年度から明治24年度までの13年間の歳出入総計値を算出すると、

(A)歳出総計　610万1,664円93銭6厘
(B)歳入総計　567万8,767円57銭
(A)－(B)＝42万2,897円36銭6厘

となり、13年間の歳出超過＝赤字は42万余円であるが、笹森が依拠した県庁歳出入表の「凡例」によれば、「（明治）12年度以降24年度迄歳出ノ歳入ニ超過スル事、45万3,002円36銭5厘」と指摘されており、笹森統計表における歳出超過額との間に3万余円の差異が認められる。その差異は、明治12年度の歳出についての県庁歳出入表の数値＝56万7,481円10銭9厘と、笹森統計表の数値＝53万7,481円10銭9厘のちがいなどの単純な誤植によるものであって、本質的な意味はない。ちなみに、県庁歳出入表の数値についても、正確に集計、算出すれば、

(A)歳出総計613万2,627円93銭6厘
(B)歳入総計567万8,667円57銭1厘
(A)－(B)＝45万3,960円36銭5厘

となり、県庁歳出入表の「凡例」で指摘された歳出超過の数値とわずかに一致しないけれども、その原因は各年度ごとの各項目の集計上の単純ミスである。なお、県庁歳出入表の「凡例」によれば、「明治12年度ヨリ同24年度迄（金禄ヲ除キ）歳入ノ歳出ニ超過スル事、金149万1,635円54銭6厘」とあり、金禄を除外すれば13年間の歳入超過（黒字）は149万余円に達するという事実が指摘されていることにも注目しておきたい。

ところで、笹森統計表＝県庁歳出入表に依拠する限り、45万余円の歳出超過（赤字）は動かすことのできない「確かな事実」であるけれども、「これをもって西里氏は＜厳密な検討を経たうえで、≪旧慣温存期≫全体の国庫支出が国庫収入をうわまわっているという事実が確認された＞（西里㊀－11の4）とみなされるかどうか」と、安良城氏は詰問しておられる。[74]

ここで指摘しておきたいことは、第一に、これまで縷々検討してきたように、県庁歳出入表によってもなお沖縄県における国庫歳出入の実体を掌握したとはいえないのであって、「厳密な検討」を尽す課題は今後に残されたままであると考えざるをえないことであり、第二に、既知の統計資料に依拠するにしても、＜「旧慣温存期」全体＞の歳出入如何を問題にし

ているのであるから、明治12年度から24年度にいたる13年間の歳出入数値だけでは、まだ資料不足の感をまぬがれないということである。

けだし、ここでいう＜「旧慣温存期」全体＞とは、旧慣税制が機能しつづけた時期、すなわち「1879年（明治12）の廃藩置県から1903年（明治36）の土地整理までの旧慣温存期」を意味しており、4半世紀にわたる旧慣温存期のうち[75]、その約半分に相当する13年間の数値だけでは、＜「旧慣温存期」全体＞の国庫歳出入のプラス、マイナスを結論することは早計だと考えるからである。

そこで、笹森統計表＝県庁歳出入表にとりあげられていない時期、すなわち明治25年度から明治35年度までの11年間の国庫歳出入数値についても可能な限り検討しておこう。

この時期の『沖縄県統計書』の歳出数値に金禄が加算されていないことは、安良城氏の御教示によっていまや周知のこととなっているから、『沖縄県統計書』の歳出数値に金禄を加算したうえで、この時期の国庫歳出入のプラス、マイナスを算出すれば（もっとも、明治29、30、31年度の歳出入数値が得られないのでこの3年間を除く）、

(A)歳出総計 360万3,830円70銭9厘

(B)歳入総計 423万2,248円83銭9厘

(B)－(A)＝ 62万8,418円13銭

となり、62万余円の歳入超過（黒字）である。明治25年以後、歳入超過の傾向が顕著となるから、明治29～31年の3年間の数値を考慮しても、歳入超過は62万余円より増加することはあっても減少することはないであろう。

さて、以上の数値をも参考にして、＜「旧慣温存期」全体＞の国庫歳出入のプラス、マイナスを「推測」すれば、

(A)明治12年度～24年度の歳出超過 ＝ 45万3,960円

(B)明治25年度～35年度の歳入超過 ＝ 62万8,418円（但し明治29～31年度を除く）

(B)－(A)＝ 17万4,458円

となり、＜「旧慣温存期」全体＞について既知の統計資料から「推測」する限りでも、17万余円の歳入超過（黒字）という「結論」が浮びあがってくるのである（もっとも、この「結論」は既知の公式統計数値から導かれた暫定的な結論であって、しかも臨時経費としての土地整理費をも国庫歳出数値に加算するとすれば―そのことにどのような意味があるのかは暫く問わないとして―統計資料上の「結論」は逆転する可能性が強い）。

ともあれ、＜「旧慣温存期」全体＞の「〔国税徴収額マイナス国庫支出の沖縄県費〕は黒字か赤字か、という争点」に限定していえば、既知の統計数値のみに依拠するとしても、「明白な歳出超過（赤字）」と断定するわけにはいかないのであって、いわんや類似地方税（年間8万円）が国庫支出の一部として県庁歳出入表などの「歳出之部」にくみこまれているとすれば、実質的には、巨額の国庫歳入超過（黒字）という結論も大いにありうることなのである。

かくて、沖縄県における国庫歳出入の実体[76]＝「確かな事実」へアプローチするためには、統計資料の個々の費目の内容、性格等についても厳密にして徹底的な検討を経なければならないのであって、この課題をたなあげにしたまま既知の公式統計の結論のみに依拠して沖縄近代史像の再構成を試みようとしても、所詮、それは「砂上の楼閣」に終らざるをえないのであろうと思われる。

11. 歳出入数値と「政策転換」説

旧慣温存期の歳出入のプラス、マイナスの実体を正確に把握しうる研究水準にはまだ達していないとしても、旧慣税制の歳入確保機能が岩村県令や山県大蔵卿代理らの意図（期待）したほどには、十分に発揮されなかったであろうことを、笹森統計表＝県庁歳出入表の次のような数値から推知することはできる。

年　度	歳　入	歳　出
明治12	60万6,897円	56万7,481円
明治13	67万6,260円	46万3,945円
明治14	68万7,107円	54万1,984円
明治15	59万8,091円	39万8,153円
明治16	41万4,608円	47万3,698円
明治17	31万7,283円	53万9,682円
明治18	30万4,854円	44万2,623円
明治19	27万0146円	47万4,800円
明治20	30万7,468円	46万1,956円
明治21	25万8,354円	42万1,854円
明治22	24万0702円	42万5,872円

明治 23	56 万 1,881 円	46 万 6,911 円
明治 24	43 万 5,011 円	45 万 3,664 円

さて、以上の国庫歳出入数値が沖縄近代史の経済史的実体を正確に表示しているものとひとまず前提して、ここでまず第一に検討しなければならない論点は、明治 16 年以降の歳出超過（赤字）という現象をどのように解釈し、その原因をどのように理解するかである。

「この時期には、……明治 18 年に予定された秩禄処分＝金禄公債切替の方針が変更され、さまざまな士族優遇策が採用され、このことが国庫支出の県費の増大を招き、国税徴収額を上廻る県費の国庫支出を余儀なくさせている」という安良城氏の解釈にたいして、西里第一論文[77]において私は、笹森統計表の歳出入数値の増減傾向に注目しつつ、「この時期に国庫支出が国税徴収額をうわまわったおもな原因は、＜士族優遇策が採用された＞からというよりも、国庫収入が著しく減少したことにある」と解釈し、かつ国庫収入減少のおもな原因を「代金納制のしくみ」[78]に求めた。

ところが、安良城第二論文において再度この論点をとりあげた安良城氏は、私の解釈、理解を「無内容で平板な統計の読み」などと批判しつつ、他方では、安良城第一論文[79]における「さまざまな士族優遇策」→「国庫支出の県費の増大」という要因に、新たに「松方デフレの影響」→国庫収入の減少という要因をも加えて、「両々あいまって、国税徴収額を上廻る沖縄県費の国庫支出を余儀なくさせたとみなすものである」[80]と強調しておられる。

安良城第二論文における理解を、私もまた基本的には共有することができる。けだし、一方で、沖縄統治に不可欠な士族対策費を支出しつづけねばならないにもかかわらず、他方で、松方デフレの影響＝農産物価格の低落が「特殊沖縄的代金納制のしくみ」を通じて国庫収入の大幅減少へと帰結したために、統計上において明治 16 年以後の歳出超過（赤字）現象が生じたと考えるからである。

ただ安良城氏と私の見解の相違点は、歳出数値の増減傾向をどのように解釈し理解するかにあるといえる。西里第一論文において私は、歳出数値の増減傾向の特徴について、「＜笹森統計表＞の示すところによれば、国庫支出の県費は 1881 年（明治 14）の 54 万 1,984 円 06 銭 5 厘を最高とし、翌 1882 年（明治 15）の 39 万 8,153 円 62 銭 7 厘を最低として、一貫して毎年 40 万円台にとどまっている。」と一言指摘したのであるが、安良城氏はこれを「西里氏の＜40 万円台説＞」[81]と規定したうえで、一方では、「明治政府の政策転換から生じた明治 16 年以降の国庫支出の沖縄県費の増大という重要な歴史変化の意義を認識できない西里説」は「人を誑かす有害な役割を果しかねない」という酷烈な批判をくりかえしつつ、他方では、「松方緊縮財政の下での国庫支出の沖縄県費のこのような急増ぶりは、いうまでもなく明治政府の沖縄統治政策転換の故にとられたさまざまな士族優遇政策の結果にほかならない」[82]と強調しておられる。

いわゆる「人を誑（たぶら）かす」[83]「40 万円台説」という非難についていえば、同じく笹森統計表に依拠しつつ「置県当時の歳出は実に五十三万七千五百円余に達し、爾来年々、四、五十万円の間を出入したりき」と指摘しているかの沖縄学の開拓者の一人・真境名安興[84]の「四五十万円台説」も、「人を誑かす有害な役割を果し」ているという非難を甘受しなければならないのであろうか（あな！恐ろしや）。

問題にしなければならないのは、むしろ、「沖縄統治政策転換の故にとられたさまざまな士族優遇政策の結果」、「国庫支出の沖縄県費」は「急増」した、という安良城氏の統計資料解釈＝歴史認識そのものである。ここでは、次の二点を指摘するにとどめよう。

第一に、安良城氏のいわゆる「沖縄統治政策転換」を、対士族政策の転換という意味に限定して理解すれば、たしかに明治 13 年の時点で 5 年後の秩禄処分を含む「政策転換」が予告されていたけれども、この金禄温存から金禄処分への「政策転換」は、内外情勢にせまられて結局実現しなかったのであり、したがって、「政策転換の故に、「さまざまな士族優遇策」が採用されたのではなく、全く逆に、予定された「政策転換」が取消されたために、士族対策費の支出を強いられつづけたということである。

換言すれば、士族対策費は置県処分以来一貫して国庫支出の県費＝歳出の重要部分を占めている

のであって、たとえば、毎年度の金禄支給以外にも、次のような士族対策費が、「政策転換」説などにはお構いなく支出されているという事実に注目すべきであろう。

①明治12年度―「旧藩吏役俸」＝5万6,988円余支給

②明治14年度―「廃役セシ無禄士族等ヘ下賜」[85]＝6万9,059円余

③明治15年度―「旧藩吏ノ内、……渡清役勤ムヘキモノヘノ手当」[86]＝6,645円

④明治16年度―「石代相場差増ヲ要セシニ由ル」[87]支給＝7万7,743円余

⑤明治17年度―「旧藩筆者以下……授産金」[88]＝8万8,344円

以上の士族対策費が歳出数値にどのような影響を与えているかは一目瞭然である。県庁歳出入表によれば、歳出が50万円を超えるのは、明治12年度（56万円）、14年度（54万円）、17年度（53万円）の3ケ年だけであるが、むろん、この3ケ年の歳出数値に上記の士族対策費の支出が大きく影響していることは明白である。明治16年以後の「政策転換」説を強調したいあまりに、士族対策費が置県処分以来一貫して歳出の重要部分を占めているという事実を看過してはならないであろう。[89]

第二に指摘すべきことは、明治政府の対士族政策の特徴についてである。「さまざまな士族優遇策」の事例として、安良城氏は上記の④⑤などの事例をあげておられる。たしかに、有禄士族層に対しては、秩禄処分の延期措置を含む優遇策がとられたといえるけれども、⑤の事例すなわち「旧藩筆者」等への「授産資金」支給についていえば、明治政府は無禄士族層の要求額（30万円）をはるかに下まわる金額（19万円）の年賦支給しか認めず、しかも、一時支給の要求を逆手にとって、その半額（8万余円）を支給しただけで、「独リ沖縄県ノ秩禄者ヲノミ酷待」[90]したことを想起すべきであろう。

要するに、「さまざまな士族優遇策」がとられたわけではなく、わずかの有禄士族を優遇し、多数の無禄士族を「酷待」するという上厚下薄の士族懐柔策が、「政策転換」説などとは無関係にとりつづけられたのである。

12. 「収奪水準」と国税負担額

県庁歳出入表の数値によれば、明治12年度から、24年度までの13年間の歳出超過＝赤字は45万余円に達しているものの、明治12年度から15年度までの4年間についていえば、「年間15万6千円以上の歳入超過となっている」という事実をふまえつつ、西里第一論文において私は、「旧慣温存路線が選択、定置された明治15、16年までの時期に注目するならば、旧慣税制は確実に国庫収入の大幅超過に寄与しており、明治政府はこの事実をふまえて旧慣温存路線を選択・定置したといえる」[91]という見解を提示した。

ところで、以上のような私の見解を批判するための前提として、安良城氏はまず笹森統計表の歳出入数値と『日本帝国統計年鑑』の「国税地方別」および「国庫支出府県費」の全国統計数値に依拠しつつ、明治12年度～15年度の4年間、「日本全体では、国税徴収額の84.2％が国庫に吸い上げられているにもかかわらず、沖縄では、国庫への吸い上げはわずか24.5％＜にしか達していない＞」という「重要な基礎的史実」を提示したうえで、[92]「旧慣が存続していた置県当初の沖縄で、本土なみの収奪が実現されていない、というこの事実認識をもつかもたないかが、＜旧慣温存期＞の評価を決定的に左右する」と強調しておられる。

たしかに、「これまで沖縄近代史研究が考慮の外に置いてきた重要な基礎的史実」[93]に依拠しつつ提起された安良城氏の以上のような視点と論点は、[94]ある意味で、従来の沖縄近代史像もしくは「近代沖縄論」の再検討をせまるほどに衝撃的かつ鋭角的な分析視角を提示しているとおもわれるのであるが、安良城氏の分析視角がどれほどの有効性と生産性を発揮しうるかは、なお今後の沖縄近代史像再構成の試みの過程で具体的に検討されるべきであろう。ここでは、安良城氏が提起された「基礎的史実」をふまえつつ、以上のような安良城氏の視点と論点にかかわる若干の問題点を検討しておきたい。

まず第一に、安良城氏は「明治政府の立場からすれば、沖縄では本土のどの府県にもみられない、まさに＜経費多クシテ利寡シ＞という状況が置県当初から出現していた」と強調しておられるのであるが、[95]ここで問題にしたいのは、明治政府＝

県当局がいわゆる「<経費多クシテ利寡シ>という状況」を、対沖縄政策との関連においてどのように認識していたのか、ということである。

明治15、16年時点までの明治政府＝県当局の沖縄認識についていえば、<経費多クシテ利寡シ>という判断をもっていたとは必ずしもいえないのであって、たとえば、「夫れ北海道は……毎歳国庫の金百余万円を消費せり。沖縄は……毎歳地方の金二十万円を収括す。……亦少しとなさず」[96]という旧慣改革論者・池田成章の認識から、買上糖制度は「政府ノ所得上鉅多ノ余嬴」をもたらしているという旧慣温存論者の岩村県令[97]や山県大蔵卿代理の認識にいたるまで、沖縄県を「利寡シ」とは認識していなかった点で共通性を示していることに注目すべきであろう（この論点については後にやや詳細に検討する）。

第二の問題は、「明治政府の立場から」ではなく、「沖縄人民の立場から」すれば、明治10年代前半の沖縄にはどのような「状況」が出現していたといえるのか、ということである。「沖縄のように、国税徴収額の過半が国庫支出の県費にあてられているような府県は一切ない」[98]としても、沖縄人民の立場からすれば、このいわゆる「国庫支出の県費」の実態がなんであるかを問わないわけにはいかないであろう。

県庁歳出入表の「歳出之部」によれば、明治12年度～15年度の歳出＝「国庫支出の県費」の内訳は次の通りである（1万円以下の費目は省略）。

おもな費目	金　額	比　率
(a) 県庁経費	37万余円	19％
(b) 地方費	48万余円	25％
(c) 諸　禄	51万余円	26％
(d) 警察費	21万余円	11％
(e) 土木費	2万余円	1％
(f) 営繕費	7万余円	4％
(g) 旧藩吏役俸	5万余円	3％
(h) 買上糖代	3万余円	2％
(i) 旧藩債償還	2万余円	1％
(j) 雑　出	14万余円	7％
(k) 府県徴税費	1万余円	

さて、以上の歳出の各費目を、(A)統治機構維持費、(B)旧支配層対策費、(C)人民還元費の三分野に大別すれば、(A)すなわち県庁経費、警察費等は歳出全体のおよそ37％を占め、(B)すなわち諸禄、旧藩吏役俸等は33％を占め、(C)すなわち地方費および雑出のうち勧業貸下金等はわずかに30％を占めるにすぎず、しかも地方費の大半は間切・村の行政費用とみるべきであるから、(C)の比率は実質的には歳出全体の20％以下にとどまると考えられる。

このような「国庫支出の県費」の実態を直視するならば、「国税徴収額の過半が国庫支出の県費にあてられている」からといって、その「国庫支出の県費」の70％以上が統治費及び旧支配層対策費で占められているという「状況」を、明治政府の沖縄人民にたいする「非常特別の待遇」の反映などとみなすことができないことは自明であろう。ちなみに、廃藩置県後の全国的状況についていえば、「国家財政の中で、藩の廃止のため直接あてられた費用（諸禄、扶助金、旧幕旧藩の債務等）が租税収入に対してしめる割合は、廃藩直後の4年10月～5年12月が94％、……9年8月の家禄・賞典禄の廃止、金禄公債支給により、それ以後低下したとはいえ、14年までに34－27％をしめた」。なお、金禄公債の償還費が「国庫支出の府県費」[99]にふくまれていないという事実にも注目すべきであろう。

第三の問題は、公式統計資料の歳出入数値から算出されたいわゆる「収奪水準」を、明治10年代前半の人口一人当り国税負担額との関連でみれば、沖縄はどのような位置を占めていたといえるか、である。『日本帝国統計年鑑』の「人口一人ニ付国税負担額」の数値によれば、九州・沖縄地区の負担額の県別順位と各県の一人当り負担額は次の通りである。

明治12年度―①沖縄（2円5銭9厘）、②福岡（1円62銭8厘）、③熊本（1円40銭2厘）、④大分（1円30銭）、⑤鹿児島（1円4銭4厘）、全国平均（1円47銭5厘）

明治13年度―①沖縄（1,901）、②福岡（1,525）、③熊本（1,277）、④大分（1,261）、⑤鹿児島（1,052）、全国平均（1,447）

明治14年度―①沖縄（1,751）、②福岡（1,685）、③大分（1,426）、④熊本（1,348）、⑤鹿児島（1,114）、全国平均（1,617）

以上の統計的事実から、「本土なみの収奪が実

現されていない」はずの明治10年代前半の沖縄における人口一人当りの「国税負担額」は、全国平均をうわまわっているばかりでなく、九州地区では毎年最高の国税負担額を強いられていたという「状況」を確認しうる。なお、この時期の沖縄では全人口の15％の士族層は免税の特権を保持していたから、納税者一人当りの実質的な負担額は、統計数値をうわまわるであろう。

かくて、池田成章が「絶海の島地にして二十万円余の剰余を貢す。其重歛知るべきなり」と強調したのも宜なるかなである。このような沖縄の現実をふまえた時、明治政府は「上からの改革」によって「本土なみの収奪水準」へ引きあげる余地があるという見通しを、明治10年代前半の時点でもちえたかどうか。この論点の解明こそ、安良城・西里論争の最大の課題の一つであり、沖縄近代史像再構成のための不可避の作業である。

註

(1) 安良城㊁－1の4～5と表記したのは、安良城第二論文の連載第一回目の4～5段という意味である。以下、安良城第一、第二論文、西里第一、第二論文からの引用の場合は、いづれも上記のような表記を用いることとする。
(2) 『沖縄県史』13巻、12ページ。　以下、『沖縄県史』は『県史』と表記する。
(3) 西里㊀－7の8
(4) 安良城㊁－16の7～8
(5) 『県史』13、495ページ。
(6) 安良城㊀－2の4
(7) 安良城㊀－2の8
(8) 『県史』12、221ページ
(9) 『県史』14、550～551ページ。
(10) 『県史』14、553ページ。
(11) 『県史』21、220～221ページ。
(12) 『県史』16、176ページ。
(13) 『県史』14、553ページ。
(14) 安良城㊀－2の1～2
(15) 安良城㊀－2の2
(16) 安良城㊁－2の6
(17) 『県史』14、553ページ。
(18) 『県史』14、251ページ。
(19) 『県史』14、515ページ。
(20) 『県史』14、525～526ページ。
(21) 『県史』14、525～526ページ。
(22) 『県史』12、804ページ。
(23) 『県史』13、733～736ページ。
(24) 『県史』13、736ページ。
(25) 『県史』13、738ページ。
(26) 『県史』12、768ページ。
(27) 『県史』13、738ページ。
(28) 『県史』13、749ページ。
(29) 安良城㊀－2の8
(30) 安良城㊁－16の2
(31) 安良城㊁－16の1～2
(32) 安良城㊁－16の1～4
(33) 安良城㊁－16の3
(34) 『県史』11、680ページ。
(35) 安良城㊀－3、㊁－10。
(36) 『日本金融史資料』第7巻上、331ページ。
(37) 安良城㊁－16の3
(38) 安良城㊁－16の3～4
(39) 安良城㊁－16の4
(40) 安良城㊁－16の8
(41) 『県史』16、305ページ。
(42) 笹森儀助『南島探験』（明治26年6月18日の項）
(43) 『県史』14、529ページ。
(44) 『県史』12、810～811ページ。
(45) 安良城㊁－16の3
(46) 『県史』12、803ページ。
(47) 『県史』16、394ページ。
(48) 『県史』16、399～400ページ。
(49) 『県史』16、403ページ。
(50) 安良城㊀－2の6
(51) 西里㊀－9の5
(52) 『県史』16、510ページ。
(53) 安良城㊁－17の8
(54) 西里㊀－9の7～8
(55) 安良城㊁－20の7～8
(56) 西里㊀－9の8
(57) 『県史』12、583～585ページ。
(58) 西里㊀－10の1
(59) 西里㊀－10の4
(60) 安良城㊁－21の5
(61) 安良城㊁－21の4
(62) 『県史』14、551ページ。

(63) 『県史』12、532ページ。
(64) 『県史』12、528～531ページ。
(65) 『県史』12、553～580ページ。
(66) 笹森前掲書
(67) 笹森前掲書
(68) 『県史』20、318～408ページ。
(69) 安良城㊁－24の2
(70) 『県史』11、97～98ページ。
(71) 『県史』12、583～585ページ。
(72) 安良城㊁－19の2～3
(73) 安良城㊁－19の3
(74) 安良城㊁－20の6
(75) 西里㊀－1の2
(76) 最近、田里修氏はなんらの具体的な検討もなしに、「従来の沖縄史の通説は、沖縄県からの収入が多かったとされていたが、安良城盛昭氏が昨年（1977年）沖縄タイムス紙上で実証的に批判されており、私も基本的には支出が多かったと考える」と指摘されている（「沖縄県における地租改正の特色」『沖縄文化』51号）。安良城氏が「実証」しているから、田里氏も同様に「考える」といわれるのであろうか。「考える」というからには、自分自身の検討過程と結論ーすなわち論拠を示すべきであろう。
(77) 安良城㊀－2の8
(78) 西里㊀－11の6～7
(79) 安良城㊁－22の2
(80) 安良城㊁－22の8
(81) 西里㊀－11の6
(82) 安良城㊁－22の8
(83) 安良城㊁－22の5～6
(84) 真境名安興『沖縄現代史』310ページ。
(85) 『県史』12、498ページ。
(86) 県庁歳出入表「凡例」（付表参照）
(87) 同上
(88) 『県史』13、50ページ。
(89) 県庁歳出入表
(90) 『県史』13、738ページ。
(91) 西里㊀－11の4～5
(92) 安良城㊁－24の1
(93) 安良城㊁－23の6～8
(94) 安良城㊁－23の7
(95) 安良城㊁－23の7
(96) 「池田意見書」（新里恵二『沖縄史を考える』28ページ所収）
(97) 『県史』13、12ページ。
(98) 安良城㊁－23の6
(99) 遠山茂樹『明治維新』、283ページ。

（付表）　沖　縄　県　歳　入　出

		科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳入之部	租税	地租	604,173.831円	642,326.193	639,654.163	566,661.862	405,971.928	310,396.336
		所得税						
		酒造税	2,584.488	2,580.456	2,574.456	2,090.456	1,698.456	2,669.536
		船税	6.986	19.131	26.567	23.318	133.755	94.810
		会社税	93.333	280.000	280.000	140.000		
		鉱山税						
		通計	606,858.638	645,205.780	642,535.186	568,855.636	407,804.139	313,160.682
	雑収入	官有物貸下料		363.904	214.378	275.818	320.516	263.869
		官有物払下代		182.198	828.474	733.747	266.818	262.909
		雑入	38.600	30,508.922	43,529.719	28,225.875	6,216.709	3,592.729
		通計	38.600	31,055.024	44,572.571	29,235.440	6,804.043	4,119.507
		森林収入						3.451
		合計	606,897.238	676,260.804	687,107.757	598,091.076	414,608.182	317,283.640
歳出之部		県庁経費	84,318.201	113,631.361	110,394.823	69,581.440	72,970.488	156,954.626
		地方費	102,229.057	126,860.329	127,947.045	127,803.829	122,714.885	135,165.959
		諸禄	139,688.000	124,674.398	123,533.648	122,382.148	195,920.971	157,066.596
		士族授産金						
		賞勲年金	46.000	69.000	46.000	46.000		
		警察費	66,356.948	50,000.000	49,111.609	50,202.419	48,407.386	50,771.343
		土木費	3,455.362	6,726.926	3,834.102	6,173.892	3,080.000	8,670.000
		営繕費		39,529.947	34,512.042	5,098.382	13,169.296	8,010.845
		旧藩吏役俸	56,988.731					
		旧藩費支消	7,718.903					
		学校補助費		2,453.410				
		買上糖代	36,812.275					
		旧藩債償還			23,545.590			
		雑出	69,867.632		69,059.206	6,645.990	6,860.491	11,540.252
		府県徴税費				10,219.527	10,616.936	11,502.772
		文官恩給						
		営繕土木費						
		非職俸給						
		合計	567,481.109	463,945.371	541,984.065	398,153.627	473,740.453	539,682.393
		歳出入超過額 歳入超過＝⊕、歳出超過＝⊖	39,416.129 ⊕	212,315.433 ⊕	145,123.692 ⊕	199,937.449 ⊕	59,131.271 ⊖	222,398.753 ⊖

比　較　表

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
298,766.228	256,237.954	292,955.687	242,442.926	211,506.134	528,295.563	349,024.411
		134.780	231.060	288.060	350.260	329.890
1,742.942	2,670.456	2,655.596	4,901.970	13,753.203	17,392.958	17,448.246
93.839	99.079	159.146	144.376	161.656	163.105	167.923
477.994	495.392	491.225	491.225	132.504	82.504	129.964
301,081.003	259,502.881	296,396.434	248,211.557	225,841.557	546,284.390	367,100.434
115.735	178.116	297.029	390.009	419.469	266.715	211.492
122.451	229.298	271.443	199.067	1,261.438	74.284	2,359.471
3,069.739	9,540.111	9,820.915	9,068.591	13,034.924	15,180.219	65,315.606
3,307.925	9,947.525	10,389.387	9,657.667	14,715.831	15,521.218	67,886.569
465.472	695.914	682.358	485.587	145.530	75.605	24.030
304,854.400	270,146.320	307,468.179	258,354.811	240,702.918	561,881.213	435,011.033
59,458.484	79,864.810	97,914.596	68,235.390	69,621.644	81,155.239	75,263.800
118,215.225	166,620.677	122,254.512	129,176.776	115,367.971	110,256.836	116,961.616
156,279.964	155,667.007	155,807.815	154,791.233	154,256.857	153,474.515	151,094.759
		750.744	7,052.000	328.000	164.000	
38,560.207	39,319.187	37,340.882	36,188.905	36,265.000	34,309.967	35,605.512
6,503.000	9,848.000	19,668.517	7,257.102	6,053.333	6,210.536	5,256.613
7,581.047	13,695.960	18,979.099	9,669.241	4,806.534	3,545.741	4,546.885
45,927.137					42,286.676	38,580.026
9,702.002	8,910.220	8,865.517	9,359.098	38,512.242	35,063.170	26,092.305
396.000	330.000	375.000	90.000			
	492.951					
	51.666		34.690	660.603	444.632	263.250
442,623.066	474,800.473	461,956.682	421,854.435	425,872.184	466,911.312	452,664.766
137,768.666	204,654.153	154,488.503	163,499.624	185,169.266	94,969.901	17,653.733
⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊕	⊖

凡　例

一、（明治）12年度以降24年度迄歳出ノ歳入ニ超過スルコト45万3.002円36銭5厘。

一、18年度ハ18年7月以降19年3月迄9ケ月ヲ以テ一ケ年度トセリ。但シ金禄・社寺役俸・地頭代以下役俸ノ如キハ暦年ヲ以テ支給ノ分ニ付、全額ナリ。

一、13年度歳出中学校補助費ハ文部省配賦補助金ナリ。

一、17年度県庁経費ノ多額ナルハ旧藩筆者以下及渡清役ノ者授産金ヲ編入セシニ由ル。

一、各年度歳出中、雑出ノ科目ニ掲上セシ金額、12年度ハ勧業貸下金、14年度ハ廃藩ト共ニ廃役セシ無禄士族等ヘ下賜セシモノ、15年度ハ旧藩吏ノ内、采地給スヘキモノ、並ニ渡清役勤ムヘキモノヘノ手当、16年度ハ同上手当金及社寺保存費・勧業委托金・九州沖縄各県聯合共進会費、17年度ハ久米島開墾授産資金及神戸沖縄県渡航船補助費、18年度ハ同上渡航船補助費及織工場授産金・社寺保存費、22年度ハ戸籍調査費・先島航海費補助・諸払戻金、23年度ハ那覇港浚渫費、先島航海費補助・諸払戻金等ナリ。

一、22年度ニ於テ巨多ノ減額ヲ見ルハ、会計特別整理ニ依リ、23年度4月1日以降ハ23年度ヘ編入整理セシニ由ル。

一、20年度地租金額ノ19年度ニ比シ増加ヲ見ルハ、19年度ニ於テ出納閉鎖迄ニ徴収若クハ公売未済アリテ翌年度即チ20年度ニ於テ繰越高多カリシニ由ル。

一、19年度地方費ノ増加セシハ伝染病予防費ヲ要セシニ由ル。

一、20年度県庁経費ノ増加セシハ、県下大饑饉ノ為メ、窮民救助費ヲ要セシト、製糖資本貸下金ヲ要セシニ由ル。

一、16年度諸禄ノ巨額ナルハ、13年度以降15年度迄石代相場差増ヲ要セシニ由ル。

一、歳入ノ逐年減額スルハ諸物価現品上納ニ付下落ニ基ク。

一、明治12年度ヨリ同24年度迄（金禄ヲ除キ）歳入ノ歳出ニ超過スルコト金149万1,635円54銭6厘。

※ 補　註

「沖縄県歳入出比較表」は、笹森儀助が琉球列島探検旅行において入手したものであり、笹森の編纂した『琉球八重山嶋取調書附録』（稿本）に収録されている。ここに掲載したのは、東恩納文庫所蔵のコピー（たて書き）にもとづき、横書きにして歳出入の㊉㊀を追加したものである。